

第17 災害協定・覚書等

1 三遠南信災害時相互応援協定

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

（組織）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる8ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。

3 ブロック代表都市を統括するため、総代都市を置く。

4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。

5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。

6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。

7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

（応援の要請）

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。

3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

(1) 被災の状況

(2) 物資、資機材等の応援要請の場合にあつては、必要とする物資等の品名、数量等

(3) 人員応援要請の場合にあつては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の自主的活動）

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。

ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制を

とることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- (1) 被災都市で震度 6 弱を観測した場合 応援の準備体制
- (2) 被災都市で震度 6 強以上を観測した場合 応援の実施体制
(応援の内容)

第 5 条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与
- (3) 食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供
- (4) 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
(応援の経費負担)

第 6 条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める。

(連絡担当部局)

第 7 条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

第 8 条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年 1 回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力を努める。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第 10 条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

附 則

この協定は、平成 17 年 11 月 4 日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、平成 26 年 11 月 1 日から効力を生ずる。

附 則

この協定は、令和 2 年 3 月 31 日から効力を生ずる。

別表

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜松市	浜松市・湖西市
中 遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
東 遠	掛川市	掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
上伊那	駒ヶ根市	駒ヶ根市・伊那市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村

2 災害発生時における田原市と田原市内郵便局の協力に関する協定

田原市（以下「甲」という。）と田原市に所在する郵便局（別表に掲げるものをいう。以下「乙」という。）とは、田原市内に発生した地震その他災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、田原市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号について必要が生じたときは、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供に関すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供に関すること。
- (3) 甲又は乙が収集した被災者の同意の上で作成した避難先リスト及び被災状況の情報の相互提供に関すること。
- (4) 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること。
- (5) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る次の各号に掲げる災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (6) 乙が郵便物の配達時に発見し、又は認知した市内の道路等の損傷状況等の甲への情報提供に関すること。
- (7) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置並びに郵便局社員による郵便物の取集及び交付並びにこれらを実行するための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。）に関すること。
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いに関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、業務に支障のない範囲内において協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条（第5号を除く。）に規定する協力要請に対して、支援し、又は協力した者が要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算

出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項に規定する負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練等への参加協力)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、業務に支障のない範囲において、相互の防災訓練等に参加し、かつ、協力するよう努めるものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲については田原市防災担当課長とし、乙については田原郵便局長とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書4通を作成し、甲乙記名押印の上、甲1通、乙3通を保有するものとする。

平成29年7月25日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 山下政良

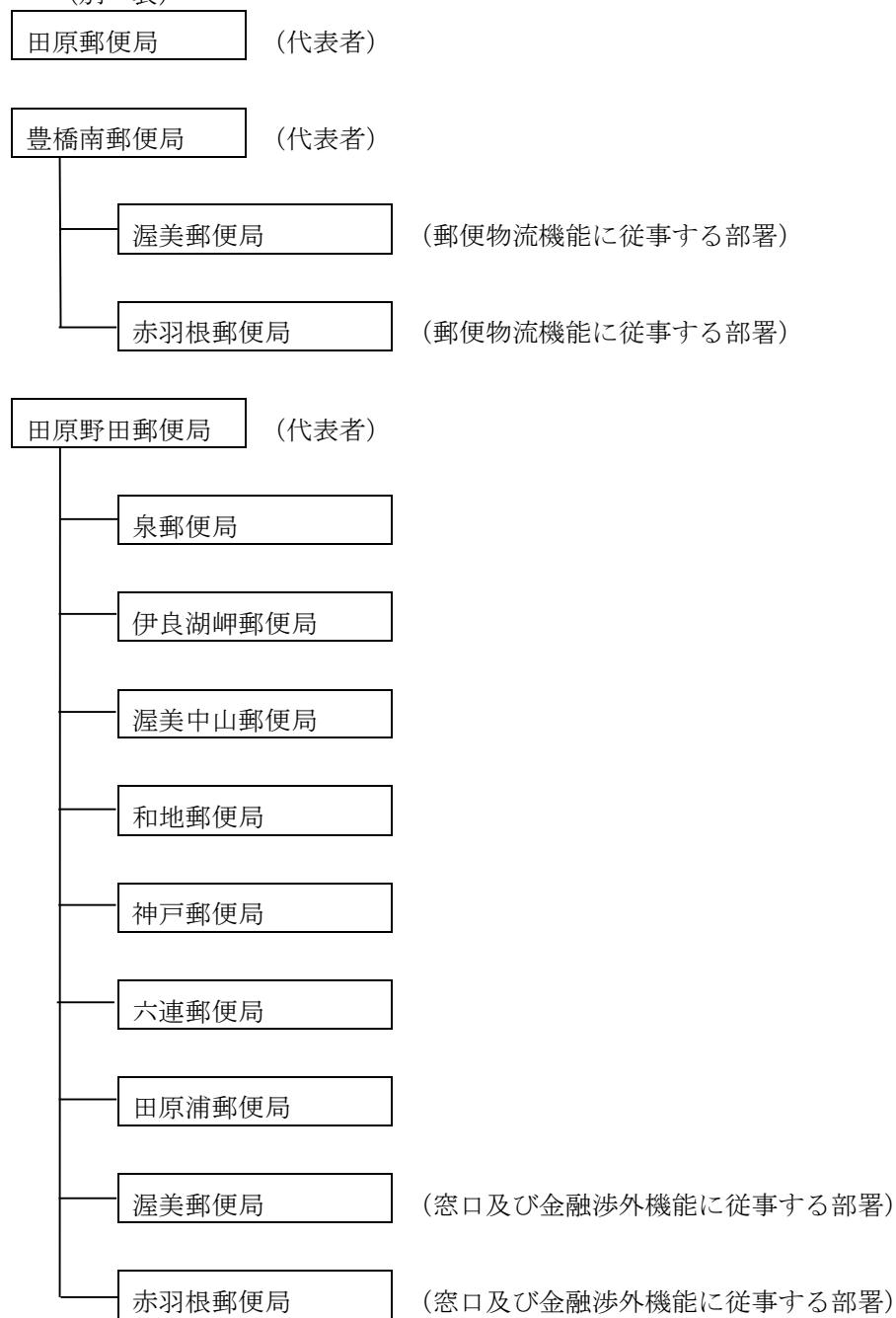
乙 田原市内郵便局
代表者
田原市田原町清谷84番地6
日本郵便株式会社 田原郵便局
局長 鈴木敏弘

豊橋市中野町上新切1番地1

日本郵便株式会社 豊橋南郵便局
局 長 岡 野 明 彦

田原市野田町向海道21番地1
日本郵便株式会社 田原野田郵便局
局 長 寺 田 康 司

(別 表)



3 田原市土木災害応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害その他非常の場合において田原市（以下「甲」という。）と田原土木協会（以下「乙」という。）とで災害応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定について、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(応援の体制)

第3条 乙は、田原土木協会会員（以下「会員」という。）及び応援体制について予め甲に報告する。

2 乙は、前項の報告事項に変更があった場合には、速やかに甲に報告する。

(応援の要請)

第4条 甲は、災害が発生したとき又は発生する恐れがある場合において、応援の要請を行う必要が生じたときは、この協定に基づき応援要請を行う。

2 乙は、甲から応援要請があったときは、速やかに応援活動を行う。

(応援の内容)

第5条 乙が行う応援活動は各号のとおりとし、各施設の機能を必要最小限に留める復旧作業とする。

なお、作業後の本工事等については、田原市財務規則に基づく諸手続きにより行うものとする。

- (1) 巡視業務
- (2) 道路応急対策作業
- (3) 河川・水路仮復旧作業
- (4) 公共施設仮対策作業
- (5) 応急復旧資機材の提供
- (6) その他応急復旧に必要と認められる作業

(費用の負担)

第6条 前条に規定する応援活動に要する費用は、甲が負担する。

2 応援活動に要した費用の請求事務は、乙が行う。

(補償)

第7条 第3条の規定により、応援要請による活動に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかった治療の治療費、又は死亡した場合の補償は、関係法令などに基づき支弁する。

2 応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、損害を与えた会員がその損害を賠償する。

(防災訓練等への参加協力)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、業務に支障のない範囲において、相互の防災訓練等に参加し、かつ、協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定書に定めのない事項は、その都度協議し

て定める。

(適用の期間)

第10条 この協定は、平成29年4月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続する。

平成18年9月1日付けで締結した「田原市土木災害応援に関する協定書」は、平成29年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市長 山下政良

乙 田原市田原町松下2番地3
田原土木協会 会長 杉田鐘一

4 田原市建築災害応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害その他非常の場合において田原市（以下「甲」という。）と田原建設業協会（以下「乙」という。）とで災害応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定について、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(応援の体制)

第3条 乙は、田原建設業協会会員（以下「会員」という。）及び応援体制について予め甲に報告する。

2 乙は、前項の報告事項に変更があった場合には、速やかに甲に報告する。

(応援の要請)

第4条 甲は、災害等が発生したとき又は発生する恐れがある場合において、応援の要請を行う必要が生じたときは、この協定に基づき応援要請を行う。

2 乙は、甲から応援要請があったときは、速やかに応援活動を行う。

(応援の内容)

第5条 乙が行う応援活動は各号のとおりとし、各施設の機能を必要最小限に留める復旧作業等とする。

なお、作業後の本工事等については、田原市財務規則に基づく諸手続きにより行うものとする。

- (1) 巡視業務
- (2) 公共施設仮対策作業
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) その他応急復旧に必要と認められる作業

(費用の負担)

第6条 前条に規定する応援活動に要する費用は、甲が負担する。

2 応援活動に要した費用の請求事務は、乙が行う。

(補償)

第7条 第3条の規定により、応援要請による活動に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかった治療の治療費、又は死亡した場合の補償は、関係法令などに基づき支弁する。

2 応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、損害を与えた会員がその損害を賠償する。

(防災訓練等への参加協力)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、業務に支障のない範囲において、相互の防災訓練等に参加し、かつ、協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用の期間)

第10条 この協定は、平成29年4月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続する。

平成18年9月1日付けで締結した「田原市建築災害応援に関する協定書」は、平成29年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田 原 市 長 山 下 政 良

乙 田原市田原町松下2番地3

田原建設業協会 会長 藤 城 隆 雄

5 災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定

田原町（以下「甲」という。）と豊橋石油業協同組合（以下「乙」という。）及び愛知県石油商業組合東三河第1地区（以下「丙」という。）は、田原町域において風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の行う救助作業等応急措置に関する協力体制について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙及び丙が災害時に知り得た災害情報、応急措置用資機材の提供及び自動車用燃料油類の優先供給並びに被災者、帰宅困難者への支援活動（以下「応急措置用資機材の提供等」という。）により甲の行う災害対策活動を支援することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙及び丙に対し次に掲げる事項を明らかにして応急措置用資機材の提供等を要請する。

- (1) 災害の状況及び関係地区等の災害情報の提供
- (2) 必要な応急措置用資機材又は燃料油類の種類、数量及び供給場所
- (3) その他必要な事項

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙及び丙は、前条により甲から協力要請があった場合又は自ら災害の発生を認知したときは、本協定の内容に従って誠実に可能な限りの協力をするものとする。

2 乙及び丙は、前項の協力を行った場合は、必要に応じて速やかに文書によってその内容を甲に通知するものとする。

（補償）

第4条 提供された応急措置用資機材が破損・紛失等した場合の経費は、乙及び丙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、破損・紛失した直前における適正な価格を基礎として算出するものとする。

（支払）

第5条 甲は、乙及び丙が提供した燃料油類の対価及び運搬の協力を行った場合はその経費（以下これらを「経費等」という。）については、遅滞なく支払うものとする。

2 経費等の額は、災害発生時における適正な価格を基準として、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（平素の協力）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう平素から密接な連絡・調整に努めるものとする。

（事業所台帳等）

第7条 乙は、本協定に基づき応急措置用資機材の提供等を行う事業所について、丙の協力のもとに次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、保管するとともに、甲に対しその写しを提供するも

のとする。

- (1) 事業所の名称、代表者、所在地、電話番号等
- (2) 常時貯蔵している油種別数量と貯蔵形態
- (3) 応急措置用資機材
- (4) その他必要事項

2 前項の記載事項に変更があったときは、その都度丙は当該変更内容を乙に連絡するものとし、乙は台帳の加除修正を行い、常に実態に則した内容の維持に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に必要な細則及びこの協定に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、平成15年4月3日から効力を有するものとし、有効期限は1年間とする。ただし、有効期限前3か月までに甲乙丙いずれかから申し出のない限り自動的に継続する。

この協定の成立を証明するため、正本3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成15年4月3日

甲 田原町
代表者 田原町長 白井孝市

乙 豊橋石油業協同組合
代表者 理事長 金田竹弘

丙 愛知県石油商業組合東三河第1地区
代表者 地区長 金田竹弘

6 愛知県田原警察署の地震による被災時における田原市田原文化広場の一時使用に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）及び田原市教育委員会（以下「乙」という。）と愛知県田原警察署（以下「丙」という。）は、地震災害により丙の庁舎が倒壊し、又は使用不能となった場合において、丙が、田原市田原文化広場（以下「文化広場」という。）をその庁舎代替施設として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震災害により丙の庁舎が倒壊し、又は使用不能になった場合において、被災後の警察機能の維持を図るため、丙が、その代替庁舎として一時的に文化広場を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（使用の要請等）

第2条 丙は、地震災害により庁舎が倒壊し、又は使用不能となったときは、この協定に基づき甲及び乙に文化広場の一時使用の要請を行う。

2 甲及び乙は、丙から前項の要請があったときは、直ちに協議決定し、警察機能の維持に協力するものとする。

（使用場所）

第3条 丙が一時使用できる場所は、田原文化会館の多目的ホール、音楽練習室、託児室、アトリエ1及びアトリエ2、並びにはなのき広場とする。

（使用期間の目途）

第4条 丙が一時使用できる期間は、庁舎が倒壊又は使用不能になったときから庁舎の修復、仮庁舎の建設又は近隣警察署等への庁舎移転までの間とし、概ね2か月を目途とする。ただし、その期間の経過後については、丙は、甲及び乙に使用期間の延長を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、前項ただし書による要請があった場合には、丙の要請に協力するものとする。

（使用料）

第5条 甲は、丙が第3条の規定により使用した場合の使用料については、免除するものとする。

（費用の負担）

第6条 代替庁舎として使用するための設備及びこれの設置に要する費用は、すべて丙の負担とする。

2 一時使用期間中の光熱水費等に係る実施については、免除するものとする。

（原状回復義務）

第7条 丙は、一時使用を終了したときは、当該使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 前項の原状回復に係る経費は、丙が負担するものとする。

（雑則）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項は、甲、乙、丙がその都度協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定は、平成20年12月1日から効力を有するものとし、有効期限は5年とする。ただし、有効期限前1か月までに甲乙丙いずれかから申し出のない限り自動的に継続する。

この協定の成立を証するため、正本3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成20年11月28日

甲 田原市
代表者 田原市長 鈴木 克幸

乙 田原市教育委員会
代表者 委員長 川口 敏郎

丙 愛知県田原警察署
代表者 田原警察署長 市川 孝正

7 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の流通)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区

分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町村等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取り扱い)

第10条 市町の合併、消防の広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長、一宮市長、瀬戸市長、知多中部広域事務組合管理者半田市長
春日井市長、豊川市長、津島市長、豊田市長、西尾市長、蒲郡市長、犬山市長、常滑市長
江南市長、尾西市長、小牧市長、稲沢中島広域事務組合管理者、新城市長、東海市長、大府市長
知多市長、尾張旭市長、岩倉市長、豊明市長、長久手町長、木曾川町長、蟹江町長、幸田町長
田原町長、渥美町長、衣浦東部広域連合長、西春日井広域事務組合管理者
海部東部消防組合管理者、尾三消防組合管理者、海部南部消防組合管理者
海部西部広域事務組合管理者、丹羽広域事務組合管理者、幡豆郡消防組合管理者
知多南部消防組合管理者、あすけ地域消防組合管理者

8 東三河地区消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規程に基づき、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市（消防事務を受託している北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村の区域を含む。）及び田原市（以下「関係市」という。）の消防に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の関係市の区域とする。

(応援の要請)

第3条 災害が発生した市町村（以下「要請市」という。）の長又は要請市を管轄する消防長は、消防活動、救急活動又は救助活動（以下「消防活動等」という。）のため関係市の応援が必要な場合は、次の各号に掲げる事項を明確にした上で、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応援を要する人員及び機械器具等の数量
- (5) 応援を要する部隊の受入れ場所
- (6) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の要請を受けた関係市（以下「応援市」という。）は、第3条の規程に基づき、業務に支障を生じない範囲において、消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊」という。）を要請市に派遣する。

(応援隊の指揮)

第5条 前条の規定により派遣された応援隊は、要請市の現場最高指揮者の指揮下に入るものとする。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び消防活動等の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。また、事後において速やかに次に掲げる事項を要請市へ文書で報告するものとする。

- (1) 活動の概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動上の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員の手当等に関する経費は、応援市の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市の消防職員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な細目的事項は、関係市の消防長が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用について疑義が生じたときは、その都度関係市が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から効力を生じる。

2 この協定の締結に伴い、東三河地区消防相互応援協定書（昭和44年4月30日締結）は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成26年3月31日

豊橋市長、豊川市長、蒲郡市長、新城市長、田原市長

9 愛知県防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第2項に基づき、愛知県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、愛知県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊への現場指揮)

第6条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の活動については、要請市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨要請市町村等の消防機関の現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 愛知県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び防災航空グループに消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める愛知県防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成19年8月1日から適用する。

平成8年10月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター応援協定」は平成19年7月31日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

平成19年8月1日

愛知県知事 神 田 真 秋

田原市長 鈴 木 克 幸

10 航空燃料の保管に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と田原町（以下「乙」という。）は、愛知県の防災ヘリコプターの災害等の活動に必要な航空燃料の保管に関し、次のとおり協定する。

（航空燃料の保管）

第1条 甲は、その所有に係る航空燃料（JET A-1）の保管を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 保管料は、無料とする。

3 乙は航空燃料を自己の所有と同等の注意を持って管理するものとする。

なお、管理にあたっては、消防法、危険物の規制に関する政令（危険物の規制に関する規則を含む。）及び田原町火災予防条例の規定するところによるものとする。

（保管の委託期間）

第2条 保管を委託する期間は、平成9年8月1日から平成10年3月31日までとする。ただし、委託期間満了3月前までに、甲・乙双方いずれからも別段の意思表示がなされないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとし、以後同様とする。

（保管場所等）

第3条 保管場所及び保管数量は、別紙のとおりとする。

2 保管場所の変更があったときは、乙は甲に文章で報告しなければならない。

この場合、協定書の変更は行わないものとする。

（航空燃料の使用と運搬）

第4条 甲は、被害等の活動において航空燃料を使用するものとする。

2 緊急時又は訓練時等において、甲が必要と認める場合は、乙は、甲が指定する場所へ航空燃料を運搬するものとする。

（航空燃料の補てん及び取替え）

第5条 航空燃料は、概ね6月で甲が取替えを行うものとする。

2 航空燃料の補てんが必要な場合は、甲が補てんするものとする。

3 航空燃料の取替え及び補てんにあたっては、乙は運搬等協力するものとする。

（航空燃料の保管状況調査）

第6条 甲は、必要に応じて航空燃料の保管状況について調査し、又は報告を求めることができる。

上記協定の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成9年7月23日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
愛知県総務部長 河内 弘明

乙 渥美郡田原町大字田原字南番場30番の1
田原町
町長 白井 孝市

1.1 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業(原則として仮復旧、第1次応急復旧作業)
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。
- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名捺印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員から委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写しを各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業。工業用水道事業
及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田 雅雄

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道事業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 瀬戸市長 増岡 錦也

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町
美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋 誠晃

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市 岩倉市 清
洲町 木曾川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町 春日町 八開村 稲沢
中島広域事務組合 西春日井郡東部水道企業団 海部南部水道企業団 丹羽
広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鶴飼 一郎

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市 西尾幡豆広域
連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町
愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業県絡協議会

会長 岡崎市長 柴田 紘一

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町 小坂井町 御
津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早川 勝

立 会 人

愛知県健康福祉部長 新家 正義

12 上下水道災害応援に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と田原市上下水道工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害その他非常の場合の応援活動（以下「応援活動」という。）に関する協定を、次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害その他非常の場合において、甲が乙に要請する応援活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（応援活動の体制）

第3条 乙は、田原市上下水道工事業協同組合組合員（以下「組合員」という。）及び応援活動の体制について、あらかじめ甲に報告する。

2 乙は、前項の規定により報告した内容に変更があった場合は、速やかに甲に報告する。

（応援活動の要請）

第4条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応援活動の要請を行う必要が生じたときは、この協定に基づき要請を行う。

2 乙は、甲から応援活動の要請があったときは、速やかに応援活動を行う。

（応援活動の内容）

第5条 乙が行う応援活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 上下水道施設の巡視業務
- (2) 各地域での漏水及び破損の状況確認
- (3) 漏水及び破損箇所の復旧
- (4) 配水池、送水場、緊急遮断弁等の動作確認及び復旧
- (5) 応急給水作業
- (6) 応急復旧資機材の提供（車両、トイレ等を含む。）
- (7) その他応急復旧に必要と認められる作業

（費用の負担）

第6条 前条に規定する応援活動に要する費用は、甲が負担する。

2 応援活動に要した費用の請求事務は、乙が行う。

（補償等）

第7条 甲は、第4条第1項の要請に基づき応援活動に従事した者が、当該応援活動に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかった治療の治療費又は死亡した場合の補償は、関係法令等に基づき支弁する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による補償を受けられる者については、この限りでない。

2 応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、損害を与えた組合員がその損害を賠償する。ただし、不可抗力等により発生した損害については、甲乙協議の上決定する。

(防災訓練等への参加協力)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援活動が円滑に行われるよう、業務に支障のない範囲において相互の防災訓練等に参加し、かつ、協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議して定める。

(適用の期間)

第10条 この協定は、平成29年11月15日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続する。

(前協定の廃止)

第11条 平成16年4月1日付けで締結した「上下水道災害応援に関する協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年11月15日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 山下政良

乙 田原市福江町仲田56番地1
田原市上下水道工事業協同組合
代表理事 杉浦修

13 災害時の医療救助に関する協定書

田原市長（以下「甲」という。）と田原市医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救助について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 1 この協定は、田原市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、田原市内の災害において甲が乙の協力を得て行う医療救助を円滑かつ安全に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（医師等の派遣）

- 2 甲は、防災計画に基づく医療救助を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師等の派遣を口頭、又は書面にて要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに医師等を原則として救助所に派遣する。
- 4 医師等は、救護所において甲の確保した保健師等の職員及び協力者（以下「職員等」という。）と医療救護班を編成し、医師が班長として統括する。
- 5 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救助の実施要請を待つことができない場合は、自ら医療救助を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処置に関して甲の指示を受けるものとする。
- 6 医療救助において、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して医療救助を行う必要のある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

- 7 医療救護班の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者に対する応急処置
 - (2) 傷病程度の診断と後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3) 助産
 - (4) 死亡の確認と検案
 - (5) 死体の処置
 - (6) 活動記録及び業務実績等の報告

（医師等の輸送）

- 8 医師等の輸送は、甲が行う。但し、災害の状況に応じて医師等の判断により行動できるものとする。なお、その際は、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（医師等の出動時間）

- 9 医師等の救護所における活動時間は、原則3時間以内とし、乙は、交替制により必要な医療救助を行えるよう、医師等の班編成を行うものとする。ただし、災害の状況に応じて甲乙協議のうえ活動時間を変更することができる。

（医薬品等の供給）

10 医療救助に必要な医薬品、医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、甲が指定する医療救護所においては、甲が配備した救急医療セットを乙の判断により使用することができる。なお、必要に応じ、乙はその会員の手持ちのものを使用することができるものとする。

（費用弁償）

11 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救助を実施したとき〔4項の場合を含む。〕に要する費用に限る。）について、該当各号に定める額を負担する。

(1) 医師等を派遣したときの人件費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額とする。

(2) 医師等が使用した医師等の手持ちの医薬品等の費用は、実費の額とする。

(3) 救護所及び後送医療機関において行った医療救助に伴い、当該救助後及び後送医療機関の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は、実費の額とする。

（扶助金）

12 甲は、医師等が医療救助において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。

（医事紛争の措置）

13 医療救護班が医療救助により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、ただちに甲に連絡するものとする。

14 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適切な措置を講ずるものとする。

（費用等の請求）

15 乙は、10項の費用及び11の扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

16 甲は、前項の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

（協議）

17 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定める。

（実施細目）

18 医療救助の実施に関し必要な細目は、別紙の「災害時の医療救助実施細目」のとおりとする。

（協定期間）

19 この協定の有効期間は、平成23年3月18日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に甲・乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し甲・乙記名押印し、双方各1通を保有する。

平成23年3月18日

甲 田原市長 鈴木 克 幸

乙 田原市医師会
会 長 富 永 潤

14 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事、愛知県流域下水道管理者、名古屋市長、名古屋市水道事業・工業用水事業及び下水道事業管理者、豊橋市長、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者、岡崎市長、岡崎市公共下水道管理者、一宮市長、一宮市水道事業等管理者、瀬戸市長、瀬戸市公共下水道管理者、半田市長、半田市公共下水道管理者、春日井市長、春日井市公共下水道管理者、豊川市長、豊川市公共下水道管理者、津島市長、津島市下水道事業、碧南市長、碧南市公共下水道管理者、刈谷市長、刈谷市公共下水道管理者、豊田市長、豊田市事業管理者、安城市長、安城市公共下水道管理者、西尾市長、西尾市公共下水道管理者、蒲郡市長、蒲郡市公共下水道管理者、犬山市長、犬山市公共下水道管理者、常滑市長、常滑市公共下水道管理者、江南市長、江南市公共下水道管理者、小牧市長、小牧市公共下水道管理者、稲沢市長、稲沢市公共下水道管理者、新城市長、新城市公共下水道管理者、東海市長、東海市公共下水道管理者、大府市長、大府市公共下水道管理者、知多市長、知多市公共下水道管理者、知立市長、知立市公共下水道管理者、尾張旭市長、尾張旭市公共下水道管理者、高浜市長、高浜市公共下水道管理者、岩倉市長、岩倉市公共下水道管理者、豊明市長、豊明市公共下水道管理者、日進市長、日進市公共下水道管理者、田原市長、田原市公共下水道管理者、愛西市長、愛西市公共下水道管理者、清洲市長、清須市公共下水道管理者、北名古屋市長、北名古屋市公共下水道管理者、弥富市長、弥富市公共下水道管理者、みよし市長、みよし市公共下水道管理者、あま市長、あまし公共下水道管理者、長久手市長、長久手市公共下水道管理者、東郷町長、東郷町公共下水道管理者、豊山町長、豊山町公共下水道管理者、大口町長、大口町公共下水道管理者、扶桑町長、扶桑町公共下水道管理者、大治町長、大治町公共下水道管理者、蟹江町長、蟹江町公共下水道管理者、飛島村長、阿久比町長、阿久比町公共下水道管理者、東浦町長、東浦町公共下水道管理者、南知多町長、美浜町長、武豊町、武豊町公共下水道管理者、幸田町長、幸田町公共下水道管理者、設楽町長、東栄町長、東栄町公共下水道管理者、豊根村長、愛北広域事務組管理者、中部知多衛生組管理者、東部知多衛生組管理者、衣浦衛生組管理者、常滑武豊衛生組管理者、蒲郡市幸田町衛生組

管理者、逢妻衛生処理組合管理者、西知多医療厚生組合管理者、尾張東部衛生組合管理者、海部地区環境事務組合管理者、小牧岩倉衛生組合管理者、知多南部衛生組合管理者、尾張旭市長久手市衛生組合管理者、刈谷知立環境組合管理者、江南丹羽環境管理組合管理者、北設広域事務組合管理者、北名古屋衛生組合管理者、尾三衛生組合管理者、日東衛生組合管理者、五条広域事務組合管理者、知多南部広域環境組合管理者

15 災害時対応型情報伝達機能付自動販売機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協定書

田原市（以下「甲」と称す）とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「乙」と称す）は、災害時対応型情報伝達機能付自動販売機（以下「災害対応型自販機」と称す）の設置及び災害時における救援物資提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市の地域において地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」と称す）が発生し又は発生する恐れがある場合において有効な情報伝達を可能とする災害時対応型自販機の設置及び災害時における救援物資提供に関する協力体制を確立することを目的とする。

（災害対応型自販機の設置に関する協力）

第2条 乙は甲と協議し、災害対応型自販機を設置する。

2 災害対応型自販機は、災害情報を受信した際に災害情報を表示できる機能をもつものとする。ただし、本機能は通電時のみの対応とする。

3 乙は、甲が実施する災害時の情報伝達が確実にできるよう、定期的な保守点検を行い、機能維持を努めるとともに、部品等に機能低下を認めた場合には、速やかに部品等を取り替えるなど、適切な維持管理を行うものとする。

（災害時における救援物資提供に関する協力）

第3条 市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

(1) 乙は、第1項の要請があった時は、災害対応型自販機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

(2) 乙は、甲から機内在庫以外の製品を要請された場合は、速やかに供給体制を整え、要請に応えるよう万全を期すものとする。ただし、道路不通等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（フリーバンドキーの取扱い）

第4条 乙は、前条に定める商品の提供にあたって、停電時に商品を提供する為の災害対応型自販機のフリーバンドキー（以下「鍵」という）を甲に貸与するものとし、甲は、鍵の預り証を発行するとともに、その鍵を善良なる管理者の注意をもって管理をするものとする。

尚、甲が鍵を紛失した場合の費用負担は、甲・乙で協議し決定するものとする。

（申請の手続き）

第5条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し

出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

3 甲は第1項に定める協定が解除・解約または災害対応型自販機を撤去した場合、第4条にて貸与された鍵を乙に返却するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

2018年(平成30年)3月30日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市長 鈴木克幸

乙 豊橋市明海町2-7

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社

VM岡崎支店 豊橋SC

支店長 毛利真理

16 災害時相互応援協定書

田原市（以下「甲」という。）と多治見市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害時において被災者に対する救護等を実施するため、甲乙相互の応援体制に関し、下記のとおり協定する。

記

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に不足が生じた場合における甲乙相互の救済資機材の援助及び被災者救出、医療活動等の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供
- (2) 食料、飲料水その他生活必需品等の物資並びにそれらを供給するために必要な機材及び車両の提供
- (3) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) この協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣
- (5) 災害援助ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第3条 応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援に要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援に要する職員の職種、人数等
- (4) 応援を受ける場所及び集結場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第4条 応援要請を受けた甲又は乙は、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

- 2 甲又は乙は、応援要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的判断に基づき必要な応援活動を実施するものとする。
- 3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない場合は、当該要請をした甲又は乙に速やかにその旨を連絡しなければならない。

（指揮権）

第5条 応援活動に従事する応援側団体の職員は、被応援側団体の災害対策本部長の指揮に従うも

のとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として被応援側団体の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が、応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援側団体が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被応援側団体への往復途中において生じたものを除き、被応援側団体がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年 1月17日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市

代表者 田原市長 白井孝市

乙 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

多治見市

代表者 多治見市長 西寺雅也

17 防災カメラによる災害映像情報の提供に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と日本放送協会名古屋放送局（以下「乙」という。）は、田原市防災情報システムの災害映像情報（以下「映像情報」という。）の提供及び放送利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の映像情報を災害対策基本法に基づく指定公共機関である乙に提供し、乙が当該映像情報を放送に利用することにより、市民へ情報を提供し、迅速な避難等防災対策に役立てることを目的とする。

（提供する映像情報）

第2条 甲は、乙に対し田原市赤羽根老人福祉センターに整備した防災カメラの映像情報を提供する。

（提供条件）

第3条 乙は、甲から提供された映像情報を放送に利用する場合は、甲の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。また、提供する映像情報は、甲が決定する。

（費用負担）

第4条 乙は、甲から映像情報の提供を受けるために設置する機器やその工事費用、維持管理、更新、運用等の費用の一切を負担とする。ただし、乙が機器を設置した後、甲の事情により工事が発生する場合は、その負担について別途協議をするものとする。

（提供する映像情報の利用に対する責任）

第5条 乙は、甲から提供を受けた映像情報を乙が放送に利用することに対する一切の責任を負う。

2 乙は、映像情報の放送に当たっては、個人情報等の保護に関して十分な配慮をしなければならない。

3 甲は、乙に提供した映像情報の全てについて説明責任を負うものではない。

（目的外利用の禁止）

第6条 乙は、提供を受けた映像情報を第1条に掲げる目的以外の用途に利用してはならない。

（協議）

第7条 この協定書に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成19年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

以上協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月1日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市

代表者 田原市長 白井孝市

乙 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13番3号

日本放送協会

名古屋放送局長 高嶋光雪

18 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

(協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

(応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

(応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

(応援協力の手続等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

(応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

(協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力をを行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力をを行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長、豊橋市長、岡崎市長、一宮市長、瀬戸市長、津島市長、刈谷市長、安城市長
蒲郡市長、常滑市長、稲沢市長、新城市長、知多市長、知立市長、田原市長、愛西市長
蟹江町長、飛島村長、弥富町長、一色町長、設楽町長、東栄町長、知多中部広域事務組合管理者
愛北広域事務組合管理者、衣浦衛生組合管理者、豊川宝飯衛生組合管理者
知多南部衛生組合管理者、豊田三好事務組合管理者、尾張東部火葬場管理組合管理者
知北平和公園組合管理者、西尾幡豆広域連合長 立会人 愛知県健康福祉部長

別表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

19 田原市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー豊橋営業所の災害時における相互協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、田原市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー豊橋営業所（以下「乙」という。）が、甲の管轄する区域（以下「田原市区域」という。）で地震、風水害及びその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

(災害発生時の連絡態勢の確立)

第2条 甲及び乙は、田原市区域における災害時には連絡態勢を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めるものとする。

2 前項に基づき確立する連絡態勢の内容は、甲乙協議の上、決定する。

(施設の電力復旧)

第3条 乙は、田原市区域において停電が発生した場合は、電力復旧が迅速に必要となる施設へ、可能な限り優先的に電力の供給を行う。

2 前項の規定に基づく施設及びその優先順位は、甲乙協議の上、決定する。

(停電情報の共有)

第4条 乙は、甲があらかじめ指定した施設の停電情報を、可能な限り甲に提供するものとする。

2 乙は、甲から停電情報等に関する情報連絡要員の派遣要請を受けた場合は、可能な限り要員を派遣するものとする。

(停電情報の広報)

第5条 乙は、必要に応じて甲の所有する情報発信設備を活用した市民への周知を依頼できるものとする。

(道路の啓開)

第6条 甲は、甲の管轄する道路において、倒木等により乙が行う災害復旧活動に支障がある場合、可能な限り啓開処置を行うこととする。なお、処置の方法については、甲乙協議の上、決定する。また、甲は必要に応じ、当該処置の実施を乙に依頼することができる。

(電力供給施設に関する保安伐採)

第7条 乙は、災害時に支障となるおそれのある樹木等の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項の規定により連絡を受けた保安伐採の実施にあたり、乙との協議に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

(災害発生時における敷地及び施設の提供)

第8条 乙は、災害時の復旧活動に必要なとなる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を求めることができる。

2 乙は、甲との協議の上、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定めることができる。

(定期的な情報交換の実施)

第9条 甲及び乙は、この協定に定められた内容を円滑に実施するため、定期的な情報交換を行うものとする。

(防災訓練等への参加協力)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく運営が円滑に行われるよう、業務に支障のない範囲において、相互の防災訓練に参加し、かつ、協力するよう努めるものとする。

(情報管理の徹底)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第12条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第13条 損害賠償は次の各号による。

- (1) 甲(乙)が故意又は過失により乙(甲)の物品を損傷した場合、甲(乙)は乙(甲)に対し損害賠償を行う。
- (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲(乙)に故意又は過失がある場合は甲(乙)が賠償を行う。
- (3) 前各号に該当しない事項については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、この協定期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

2 平成18年7月1日付けで締結した「非常時における情報連絡の覚書」は、本協定書締結をもって廃止する。

(対応窓口)

第15条 本協定の運営に関わる事項についての対応窓口は、次のとおりとする。

甲： 田原市役所 防災対策課

乙： 中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー豊橋営業所 総務グループ

(疑義等の解決)

第16条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第17条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有

するものとする。

2020年（令和2年）1月24日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 山下 政 良

乙 豊橋市神明町89番地

中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー

豊橋営業所長 牧 眞司

20 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 田原市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）とは、田原市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が田原市災害対策本部、又は田原市地震災害警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときには、甲は、乙に対し乙の取扱商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急生活物資以外の物資の供給についても、可能な範囲で協力するものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、甲、又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第4条および第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲、又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年8月11日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 白井孝市

乙 名古屋市中区錦二丁目4番16号
イオン株式会社
中部カンパニー 三河事業部
事業部長 山田信晴

2.1 農業集落排水施設災害対策応援に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定者)

第2条 本協定の参加者は、社団法人地域資源循環技術センター（以下「センター」という。）の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に賛同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 本協定に関する次に掲げる事項については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

- (1) 本協定の変更
- (2) 次条に定める運営会議の会議員の選任
- (3) その他重要な事項

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、15名以上25名以内の会議員で構成する運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

- 2 会議員は協定参加者及び有識者とし、任期は2年で、再任は妨げないものとする。
- 3 会議員の互選により会議長を定める。
- 4 運営会議は、次の事項を議決する。

- (1) 協定への新規参加
- (2) 業務の執行に関すること
- (3) その他運営会議で必要と認める事項

(ブロック会議)

第5条 必要に応じ、各ブロック（農林水産省の各地方農政局管内ごとをいい、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含める。）に当該ブロック内の情報連絡及び運営会議との情報交換等を行うため幹事を置くものとし、原則としてブロック内の代表県（以下「幹事県」という。）を当てるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

- 2 事務局は、毎年度、次に掲げる資料を作成する。
 - (1) 派遣可能者リスト
 - (2) 調達可能資機材リスト
- 3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第8条に定める中央応援本部が設置された場合にあっては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を経由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置する。

- 2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。
- 3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、被災市町村の属するブロックの幹事県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 情報収集、整理、広報等
- (2) 先遣隊の派遣
- (3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定
- (4) 応援部隊の編成、資機材の調達
- (5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センターの賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者と間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあっては両方で協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は 平成19年3月23日より施行する。
- 2 本協定の施行当初の運営会議の会議員の任期は、平成20年5月までとする。

2.2 災害時における災害時要援護者の受入れに関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他自然災害などにおいて、災害時要援護者の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、災害とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。

（受入の要請）

第2条 甲は、田原市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、次の各号に該当する者を、乙に対して受入れを要請するものとする。

- (1) 高齢者及び障害者などの災害時要援護者
- (2) その他介護などが必要と認められる者

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による受入要請を受けたときは、その重要性を考慮し、乙の所有する施設の収容能力に応じて、速やかに実行するものとする。

（受入の期間）

第4条 第2条及び第3条に基づく受入期間は、概ね1か月とする。ただし、災害、その他の状況に応じて甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（経費の負担）

第5条 前条に要する経費は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、乙が適正な方法により算出した金額を甲に請求し、甲がこれを負担する。ただし、甲の負担すべき額について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その額を決定するものとする。

2 受入要請に要した費用の請求事務は、乙が行う。

（災害対策本部への参加）

第6条 甲は、乙に対し、田原市災害対策本部に職員の派遣を要請することができる。

（防災訓練への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、受入要請に関し必要に応じた情報の交換を行う。

（適用の期間）

第9条 この協定は、平成19年1月9日から効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項が生じたときは、別に定めるものを除き、甲及び乙が協議し決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年1月9日

- 甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長

- 乙 社会福祉法人福寿園
社会福祉法人成春館
医療法人社団誠淳会介護老人保健施設
伊良湖ケアセンター
愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院
愛知みなみ農業協同組合

注：個別に協定締結

2.3 災害時におけるフリースペースとしての土地使用に関する協定書

田原市（以下「甲」という）と西日本電信電話株式会社 名古屋支店（以下「乙」という）とは、災害時におけるフリースペースとしての土地使用に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が第3条に基づく乙の敷地の一部（以下「本件土地」という）を、第2条に基づく使用目的により使用することについて、その必要な事項を定めることを目的とする。

（使用目的）

第2条 本協定における甲による本件土地の使用目的は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合におけるフリースペースとしての利用
- (2) 甲が主催する各種防災訓練など

（本件土地の概要）

第3条 本件土地の概要は、以下のとおりとする。

施設名称	NTT田原ビル敷地の一部 (550㎡)
所在地	愛知県田原市田原町築出37番地2

（使用範囲）

第4条 本協定により、甲が使用する本件土地の使用範囲は別紙（敷地見取り図）のとおりとする。

（乙による本件土地の使用形態の変更）

第5条 乙は、施設の増改築等により、本件土地の面積等に変更が生じた場合、又は本件土地の使用が不可能となる等、本件土地の使用形態を変更する場合は、事前に甲に通知するとともに、以後の甲の本件土地の使用方法等について協議するものとする。

（使用通知）

第6条 甲は、第2条に基づき本件土地を使用する場合は、原則として、乙に対し、事前に乙所定の書面により申請し、利用許可を得るものとする。

但し、緊急の場合は、口頭により申し出し、速やかに書面により申請するものとする。

（使用日数）

第7条 本件土地にかかる甲の1件毎の使用日数は、原則として、甲の申出日から14日以内とする。但し、甲が使用日数を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ延長期間を決定する。

（本件土地使用にかかる甲の費用負担）

第8条 甲の本件土地の使用にかかる費用は無償とする。

（甲の造作設備等の設置及び責任）

第9条 甲は、本件土地使用に伴い、本件土地に造作設備等の設置を行なう場合は、乙に対して事前に乙所定の書面により申請し、造作許可を得るものとする。

2 甲は前項による造作設備等の申請が乙により許可された場合は、甲の責任と負担において設置工事等を実施するものとする。

（本件土地使用に関する注意事項）

第10条 甲に対する本件土地使用に関する注意事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 乙から許可された以外の敷地などに立ち入らないこと
- (2) 乙が業務実施により使用する必要が生じた場合は、本件土地使用の一時中断等の措置を甲は承諾すること
(本件土地使用に伴う責任)

第11条 甲は、本件土地使用に伴い発生した事故等については、全て甲の責任において一元的に対処することとし、乙は一切の責任を負わないものとする。

(本件土地使用の終了手続)

第12条 甲は、各回の本件土地使用を終了する場合は、その都度、乙所定の書面を提出し、乙の確認を受けなければならない。

2 第9条に基づく本件土地に甲の造作設備等がある場合は、甲の責任と負担において撤去等を実施し、原状回復のうえ乙に返還しなければならない。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた時は、その都度、甲乙双方が協議し定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定は、平成19年10月19日から、その効力を有するものとし、甲乙が書面により本協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年10月19日

(甲) 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 鈴木克幸

(乙) 愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号
西日本電信電話株式会社
取締役名古屋支店長 橋本 渉

2.4 災害時等における物資等の輸送に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と田原陸運協会（以下「乙」という。）は、災害時等における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対して、物資等の輸送の業務に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、様式第 1 号により災害の状況及び応援を要する事由等を示して文書で行う。ただし、特別の事情により、文書で要請することができないときは、電話、又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第 3 条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、災害時等における物資等の輸送とする。

（業務の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により要請を受けたときは、所属する協会員に対して、物資等の輸送を優先的に実施させるものとする。

（業務報告）

第 5 条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第 2 号によりその状況を報告する。ただし、特別の事情により、文書で報告することができないときは、電話、又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 4 条の規定により乙の協会員が実施した業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、中部運輸局認可一般貨物自動車運送事業の運賃料金に基づき負担する。

（費用の請求及び支払い）

第 7 条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定は、締結の日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成20年9月29日

- 甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 鈴木克幸
- 乙 愛知県田原市緑ヶ浜四号1番地28
田原陸運協会
会長 藤城正行

25 協 定 書

愛知県（以下「甲」という。）と田原市（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害に際し、災害対策活動に必要な情報の収集、伝達及び一般行政事務に関し円滑な連絡を図るための愛知県防災行政用無線の端末機関（以下「無線局」という。）の運用及び管理について、次のとおり協定する。なお、平成17年10月1日付けで甲と乙との間において締結した「協定書」は、廃止する。

（開設場所）

第1条 甲は、乙の区域内の次の場所に無線局を開設するものとする。

- (1) 住所 愛知県田原市田原町南番場30番地1
- (2) 住所 愛知県田原市赤羽根町赤土1番地
- (3) 住所 愛知県田原市古田町岡ノ越6番地4
- (4) 住所 愛知県田原市田原町丸田14番地

（無線局の管理運用）

第2条 乙は、愛知県防災行政用無線局運営規程（昭和49年愛知県訓令第14号。以下「運営規程」という。）及び愛知県防災行政用無線局運営要綱の規程の例により第1条に掲げる無線局の運用及び管理を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれ管理する無線設備に係る日常の保守及び定期点検を行うものとする。
- 3 甲は、甲の管理する無線設備を点検等により停止するとき又は当該無線設備に異常を認めるときは乙に通知するものとする。
- 4 乙は、前項と同様の場合、甲に通知するものとする。

（無線管理者等の指名）

第3条 乙は、運営規程第7条及び第8条の規定の例により無線管理者、運用主任者及び通信担当者（以下「無線管理者」という。）を乙の職員の中から指名するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により無線管理者を指名したときは、甲に通知するものとする。

（電波法に基づく事務手続）

第4条 第1条に掲げる無線局の変更に係る電波法（昭和25年法律第131号）に基づく申請は、乙が申請書類を作成し、甲に提出するものとする。これに係る費用は、乙が負担するものとする。

（無線設備の変更）

第5条 乙は、第1条に掲げる無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月末までに文書により甲と協議をするものとする。

- 2 甲は、第1条に掲げる無線局に対向する無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月までに文書により乙と協議をするものとする。
- 3 前2項に規定する無線設備を設置する場所の変更に係る費用（対向する無線局に係る無線設備の調整に係る費用を含む。）は、すべて原因者が負担するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲及び乙は、それぞれ管理する無線局の運用及び管理に係る電気料、電話料、消耗品類の購入費その他運用に伴う通常経費を負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成19年7月1日

甲 愛 知 県
愛知県知事 神 田 真 秋

乙 田 原 市
田原市長 鈴 木 克 幸

26 浜松市・田原市航空消防応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、浜松市（以下「甲」という。）と田原市（以下「乙」という。）は、甲の所有する回転翼航空機（以下「防災ヘリコプター」という。）を用い、法第1条に規定する災害等（以下「災害」という。）の応援（以下「航空消防応援」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に、防災ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（航空消防応援の運航区域）

第2条 消防ヘリコプターの運航区域は、原則として甲及び乙の管轄区域とする。ただし、災害の状況により当該区域外での活動が必要とされる場合は、その都度甲及び乙で協議するものとする。

（航空消防応援の活動時間）

第3条 消防ヘリコプターの活動時間は、日の出から日没までの間とする。

（航空消防応援の要請）

第4条 航空消防応援の要請は、災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動に有効であるときとする。

（航空消防応援の実施要件）

第5条 航空消防応援は、愛知県防災ヘリコプター支援協定に基づき、愛知県の防災ヘリコプター（以下「防災ヘリコプター」という。）の出動要請をすることができる場合には行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 愛知県から出動要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターだけでは災害を防除することが困難な場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

（航空消防応援の出動条件）

第6条 第4条の規定の要請があった場合において、甲は次の各号のいずれかに該当するときには、航空消防応援を行わないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さないとき。
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活用できないとき。
- (4) その他消防ヘリコプターの運用に支障があるとき。

（事前計画）

第7条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等に関すること。

- (2) 消防ヘリコプターと乙の消防機関との通信連絡方法に関する事。
- (3) 離着陸場への職員の派遣に関する事。
- (4) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置に関する事。
- (5) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制に関する事。
- (6) その他甲が必要と認める事項

(航空消防応援の要請手続)

第8条 航空消防応援の要請は、乙が航空消防応援の要請（回答）書（別記様式）に必要事項を記載の上、これを甲に対し、ファクシミリを用いて送信する等の方法により提出して行うものとする。

2 航空消防応援の要請の連絡先は、別表のとおりとする。

(航空消防応援の中断)

第9条 甲は、甲の区域に災害等が発生する等、消防ヘリコプターを原隊に復帰させるべき特別な事態が生じたときは、乙と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

(消防ヘリコプターに対する指揮)

第10条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターは、乙の長の指揮下に行動するものとする。

2 消防ヘリコプターの長（以下「航空隊長」という。）は、当該指揮による活動が消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来たすと認めるときは、その旨を乙の長等に通告することができる。

3 航空隊長は、活動に当たって乙の長等と緊密な連絡を執るものとする。

4 前項の連絡を無線等を通じて行う場合は、全国波（1、2又は3チャンネル）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

(消防ヘリコプターの事故発生時の報告)

第11条 乙は、次に掲げる消防ヘリコプターに関する事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故
- (4) その他乙が必要と認める場合

(航空消防応援に要する経費の負担)

第12条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当て、旅費等応援に直接要する経費については、乙の負担とする。
- (2) 応援側の故意又は重大な過失により発生したものを除き応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、甲及び乙が協

議し定めるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成22年7月1日から実施する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自保管する。

平成22年6月29日

甲 静岡県浜松市中区元城町103番地の2
浜 松 市
浜 松 市 長 鈴 木 康 友

乙 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田 原 市
田 原 市 長 鈴 木 克 幸

27 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、田原市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 田原市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 田原市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月1日

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長

富田 英治

田原市田原町南番場30番地1

田原市長 鈴木 克幸

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県 防災局長 中野 秀秋

28 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書

田原市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急措置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、田原市地域防災計画に基づき、田原市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て迅速、かつ、的確に実施できるよう必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他前項と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は、次のとおりとする。

- (1) 田原市が管理する公共施設等の被災状況の調査
- (2) 田原市が管理する被災した公共施設等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における田原市が管理する公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、応急対策協力要請書（第1号様式）により、応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（対策の完了）

第7条 乙は、甲の要請により応急対策を実施し、応急対策が完了したときは、速やかに応急対策業務完了届（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(名簿等の提出)

第 9 条 乙は、毎年 1 回、次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第 10 条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時、次の資料を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 田原市地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(施行)

第 12 条 この協定は、平成 23 年 月 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 9 月 7 日

甲 田原市田原町南番場 30 番地 1

田原市

田原市長 鈴木 克 幸

乙 名古屋市中区葵一丁目 27 番 32 号

社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 高 木 秀 夫

東三河統轄支所長

理 事 山 本 力

29 田原市及び宮田村災害時相互応援に関する基本協定書

この協定は、平成11年11月9日に締結された友好都市提携の理念に基づき、災害時における相互援助の応援体制を確立しようとするものである。

(目的)

第1条 田原市及び宮田村（以下「協定都市」という。）は、地震や大雨等により災害が発生した場合、協定都市が相互に応援し、応急対策及び復旧対策（以下「応急復旧」という。）を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急復旧に必要な食料、飲料水及び生活物資並びに資機材の提供
- (2) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (4) 災害支援ボランティアの斡旋
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 応援を要請する協定都市は、次の事項を明らかにして、電話等により連絡するとともに、速やかに文書（様式第1号）により要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請する場合にあつては、必要な職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、児童生徒その他被災者の人数等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた協定都市は、直ちに応援活動を実施するものとする。

2 応援の要請を受けた協定都市が、何らかの理由により応援活動を実施できない場合は、当該要請をした協定都市に速やかに連絡しなければならない。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、応援を要請した協定都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援の要請を受けた協定都市から特別の申し出がない限り、応援を要請した協定都市が負担するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、いずれかの協定都市の長から解約の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定都市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月9日

愛知県田原市長 鈴木 克 幸

長野県宮田村長 清 水 晴 夫

30 災害支援協力に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、甲の区域内に地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民生活の早期安定を図るため、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 甲は、甲において災害救助法が適用にならない場合にあっても、特に必要と認められるときは、本協定の定めるところに準じて乙に協力を要請することができる。

3 また、甲において地域住民への防災、減災の啓発活動や、訓練など、甲と乙は協議をし、協力して取り組むことができる。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

(1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供

(2) その他甲が必要と認める事項

(3) 災害の地域住民への啓発活動、防災訓練など参加協力

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、協力を努めなければならない。

（要請手続き等）

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつては、乙は甲に電話等で確認のうえ事項の措置をとるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙若しくは乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

乙の連合組織である、生活協同組合連合会東海コープ事業連合、日本生活協同組合連合会と協力、連携し、要請のあった物品の運搬、支援を実施する。

（費用負担）

第6条 第2条及び第5条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了時において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（災害対策本部への派遣）

第7条 乙は、甲の要請があつた場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、随時協議を行うものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年5月15日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市長 鈴木克幸

乙 愛知県名古屋市名東区猪高町上社字井堀25番地1
生活協同組合コープあいち
理事長 寺本康美

3 1 災害時における一時避難場所（津波避難ビル）の使用に関する協定書

地震、津波発生時における一時避難場所（以下「津波避難ビル」という。）の使用に関し、田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）と_____（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市内に大規模な地震・津波が発生し、または発生する恐れがある場合、丙が所有し、乙が運営管理する第3条に定める施設を津波避難ビルとして、使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波避難ビルとする。

（津波避難ビルの使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。ただし、使用施設が被災等により、津波避難ビルとして使用不可能となったときはこの限りではない。

施設名称	
所在地	
施設運営管理者(乙)	
施設所有者(丙)	

（使用範囲）

第4条 津波避難ビルとして使用する範囲は、以下のとおりとする。

避難場所	
収容可能人数	

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（津波避難ビルの開設）

第6条 甲は、第2条に基づき津波避難ビルとして利用する際、事前に乙に対してその旨を文書（様式第1号）または口頭で通知する。

2 甲は、津波避難ビルの使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙及び丙が承認した施設を津波避難ビルとして利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に津波避難ビルとして使用する場合は、その旨を甲に連絡する。

（費用の負担）

第7条 使用施設の使用料は無料とする。ただし、避難が長期化した場合等、災害の規模、内容により別途甲・乙協議により定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙及び丙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 津波避難ビルの使用期間は、いずれも田原市内において強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報、大津波警報が発表されたときから、これらの解除等により津波のおそれがなくなったときまでとする。

(津波避難ビルの閉鎖)

第11条 甲は、津波避難ビルの使用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、あわせて文書(様式第2号)にて通知する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、この協定の期間満了の日の翌日から、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年5月17日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市長 鈴木克幸

乙 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目3番2号
愛知県都市職員共済組合
理事長 谷 一夫

大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2番11号
株式会社大倉
代表取締役社長 川合洋明

愛知県田原市中山町大松上1番地

休暇村 伊良湖

支配人 望月斗潮

兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目5番地1号

ホテルマネジメントインターナショナル株式会社

代表取締役 神部誠二

丙 秋田県大館市字片町7番地

株式会社ホテル秋北

代表取締役 小林篤治

平成25年5月1日

乙 愛知県田原市日出町骨山1460番地36

日本ビューホテル株式会社伊良湖ビューホテル

総支配人 浅野良太

3.2 災害時の医療救護活動に関する協定書

田原市長（以下「甲」という。）と田原市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動（医薬品及び衛生機材（以下「医薬品等」という。）の調達を含む。）を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師会で編成する薬剤師班の派遣を書面にて要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭にて要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を派遣するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護活動の実施要請を待つことができない場合は、自ら医療救護活動を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処置に関して甲の指示を受けるものとする。

4 医療救護活動は、薬剤師班によることを原則とする。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 医薬品の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務
- (3) 医薬品等の保管及び管理
- (4) 医薬品等支援物資の分別指導
- (5) その他必要な事項

（医薬品等の供給）

第4条 薬剤師班が使用する医薬品等は、田原市薬剤師会員の保管、管理するもの、又は薬剤師班が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第5条 医療救護活動を実施した場合においては、医療救護班の班長は必要な記録を行うとともに、業務の実績を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第6条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施したとき（第2条第3項の場合を含む。）に要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 医療救護班を派遣したときの人件費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲・乙協議して定める額とする。
- (2) 医療救護班が使用した医薬品等の費用は、実費の額とする。
- (3) 救護所及び後送医療機関において行った医療救護活動に伴い、当該救護所及び後送医療機関

の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は、実費の額とする。

(扶助金)

第7条 甲は、薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。

(医事紛争の措置)

第8条 薬剤師班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(費用等の請求)

第9条 乙は、第6条の費用弁償及び第7条の扶助金（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第10条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲・乙協議して定める。

(実施細目)

第12条 医療救護活動の実施に関し必要な細目は、別紙の「災害時の医療救護活動に関する実施細目」のとおりとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、この協定の期間満了の日の翌日から、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し甲・乙記名押印し、双方各1通を保有する。

平成24年5月31日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市長 鈴木克幸
乙 愛知県田原市田原町殿町54番地
田原市薬剤師会
会長 寺田隆則

3.3 県立高等学校における避難場所等の施設使用に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と愛知県立_____高等学校（以下「乙」という。）において、次のとおり避難場所及び避難所（以下「避難場所等」という。）としての施設使用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市内に地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における避難場所等として、甲が、乙の管理する施設を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所等の使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から避難場所等として無償で甲に使用させるものとする。ただし、乙が被災し、避難場所等として使用不能となったときはこの限りではない。

名 称	愛知県立 高等学校
所 在 地	愛知県田原市
所 有 者	愛知県
施 設 名	※詳細は別紙配置図のとおり

（施設変更の報告）

第3条 乙は、使用施設の増改築等により面積等に変更が生ずるとき、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときは、あらかじめ、甲に報告するものとする。

（避難場所等の開設）

第4条 甲は、第1条に基づき避難場所等として開設する際、事前に乙に対してその旨を文書（様式第1号）又は口頭で通知する。

2 甲は、避難場所等の開設について急を要するときは、前項の規定にかかわらず、避難場所等として設置することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し設置した旨の通知を行う。

（避難場所等の運営）

第5条 避難場所等の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難場所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第6条 避難場所等の運営に係る費用は甲が負担するものとする。

2 避難場所等の開設期間中に当該施設等に損害を与えた場合、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難場所等の開設期間）

第7条 避難場所等の開設期間は原則として災害時等の発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により期間を延長する必要があるときは、乙と協議の上、その期間を延長することができるものとする。

(避難所等解消への努力)

第 8 条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

(避難場所等の閉鎖)

第 9 条 甲は、避難場所等の使用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて文書（様式第 2 号）で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(鍵の保管)

第 10 条 乙は、甲と協議の上、必要に応じて第 2 条に定める施設の鍵を貸与し、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

2 前項の規定により管理者を定めたときは、文書（様式第 3 号）で報告するものとする。

(避難場所としての周知)

第 11 条 甲は、乙の管理する施設のうち避難場所等として使用できる施設の範囲を、地域住民等に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第 13 条 この協定の有効期間は、平成 24 年 7 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれかから協定解除、又は変更の申出がないときは、この協定の期間満了の翌日から、さらに 1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 6 月 28 日

甲 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1

田原市長 鈴木 克 幸

乙 愛知県田原市田原町池ノ原 1 番地

愛知県立成章高等学校

校長 青 木 睦 彦

愛知県田原市古田町岡ノ越 6 番地

愛知県立福江高等学校

校長 山 田 貴 三

3 4 愛知県水道震災広域応援体制の整備に関する基本協定書

愛知県健康福祉部長（以下「甲」という。）、愛知県公営企業管理者企業庁長（以下「乙」という。）及び日本水道協会愛知県支部長豊橋市長（以下「丙」という。）は、愛知県水道震災広域応援実施要綱に基づく愛知県水道震災広域応援体制の整備に関して、次のとおり基本協定を締結する。

（広域応援体制の整備）

第 1 条 甲は、愛知県企業庁尾張東部浄水場（以下「浄水場」という。）に愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

2 甲は、支援センターのセンター長及び要員として生活衛生課職員を派遣する。

3 乙は、浄水場の浄・送水業務に支障のない範囲で施設を一時利用させる。

4 乙は、支援センター要員として水道担当職員を派遣する。

5 丙は、支援センター要員として水道災害相互応援に関する覚書第 1 条における会員から市町村水道職員を派遣する。

6 丙は、支援センターと協働する体制を整える。

（支援センターの運用方法）

第 2 条 支援センターの運用方法は、別に定める「愛知県水道震災復旧支援センター運用要領」によるものとする。

（費用の負担）

第 3 条 支援センターの運用にかかる費用は、原則として甲が負担するものとする。

ただし、施設の一時利用にかかる使用料を乙は免除し、運用にかかる費用についてはその負担範囲をその都度甲が乙及び丙と協議して定めるものとする。また、センター長及び要員の派遣にかかる費用を甲、乙、丙はそれぞれ負担するものとする。

（疑義の処理）

第 4 条 この基本協定に定めのない事項又は基本協定の内容について疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この基本協定締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

平成 16 年 3 月 16 日

甲 愛知県健康福祉部長

新家 正義

乙 愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

丙 日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

35 災害時等水道緊急連絡管の取扱いに関する協定書

災害時等緊急時における住民の飲料水確保を図るため、豊橋市（以下「甲」という。）と、田原市（以下「乙」という。）を連絡する緊急連絡管の取扱いに関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 隣接する水道事業者間を事前に配管連絡して緊急時の水道水の相互援助体制の確立を図る。

（財産区分及び管理区分）

第2条 財産区分及び管理区分は、甲、乙両者で協議された接続地点の行政区域界とする。

甲 豊橋市杉山町字いずみが丘43番9地先

乙 田原市やぐま台14番1地先

（維持管理）

第3条 甲、乙両者は、前条に定める管理区分に従い、平素より施設の管理点検を行い円滑な目的達成に努力しなければならない。

（応援要請）

第4条 災害等緊急事態が発生し、本施設を使用する必要が生じたときは、給水を受ける者（以下「受水側」という。）は、必要水量、使用期間等を定めて応援の要請をする。この場合、給水を行う者（以下「供給側」という。）は、自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとする。

（使用方法）

第5条 本施設の使用は、甲、乙協議して決定し、双方の水道技術管理者又はこれに準ずる者の立会いのもとで使用操作するものとし、仕切弁等の開閉は甲、乙双方がその所有区分に従い操作するものとする。

（水質管理）

第6条 使用水の水質については、それぞれ受水側の責任において処置するものとする。

（使用水量）

第7条 使用水量の算定は水理公式によるものとする。

（使用料金）

第8条 使用料金は、使用水量に愛知県東三河水道用水供給事業からの受水に対する水道料金（支払総額を受水量で除した額）を乗じて得た額とする。

2 前項の使用料金は、供給側の愛知県への申込み水量の範囲内において適用するものとし、その水量を越えた場合の超過料金は受水側の負担とする。

（雑則）

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項に関しては別に甲、乙協議して決定するものとする。

第10条 この協定は、甲、乙双方の申し出がない限り、毎年継続して効力を持つものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年8月23日

甲 豊橋市
代表者 豊橋市長 佐原光一

乙 田原市
代表者 田原市長 鈴木克幸

36 災害時の歯科医療救護に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と田原市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、田原市地域防災計画（昭和38年作成。以下「防災計画」という。）又は災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、警察、自衛隊等の関係団体に対し、前項に定める歯科医療救護活動が円滑に行われるよう必要な調整を行う。

3 本協定に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）を含む。

（歯科医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づく歯科医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、歯科医師、歯科衛生士等で編成する歯科医療救護班の派遣を口頭、又は書面にて要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し、甲による歯科医療救護の実施要請を待つことができない場合は、自ら歯科医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処置に関して甲の指示を受けるものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮命令）

第3条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。ただし、前条第3項により派遣された歯科医療救護班については、甲が承認するまでの間、乙が指定する者が行う。

（歯科医療救護）

第4条 歯科医療救護は、歯科医療救護班によることを原則とする。

2 歯科医療救護班は、甲が設置する医療救護所及びその他甲が指示する場所において、救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要のある場合は、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科治療を要する傷病者への診察及び処置
- (2) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (3) 死体の身元確認
- (4) 歯科相談
- (5) その他歯科医療救護を実施する上で必要な措置

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。ただし、災害の状況に応じて歯科医療救護班長の判断により行動できるものとする。なお、その際は、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 歯科医療救護班が使用する歯科医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施できるように必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第8条 医療救護所等における医療費等は、救助法施行細則に基づくものとする。

(報告)

第9条 歯科医療救護班の班長は、歯科医療救護を実施した場合には、必要な記録を行うとともに、業務の実績を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき(第2条第3項を含む。)、乙により派遣された歯科医療救護班が歯科医療救護を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣及び救護活動に要した費用は、災害救助法の規定を基準として、甲乙協議して定める額とする。
- (2) 乙が供給した医薬品等(歯科医療救護班の携行品を含む。)を使用した場合の費用は、実費の額とする。
- (3) 医療救護所等及び傷病者を転送した医療機関において、歯科医療救護に伴い施設又は設備を損傷したときの原状回復に要する費用は、実費の額とする。

(扶助金)

第11条 甲は、歯科医療救護班の歯科医師、歯科衛生士等が歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法が適用されるときは同法の規定に基づき、それ以外るときは田原市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づき補償する。

(医事紛争の措置)

第12条 歯科医療救護班が歯科医療救護により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第10条の費用及び第11条の扶助金(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(実施細目)

第16条 歯科医療救護の実施に関し必要な細目は、別紙の「災害時の歯科医療救護実施細目」のとおりとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成24年12月28日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印し、双方各1通を保有する。

平成24年12月28日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市長 鈴木克幸

乙 田原市福江町横井18番地2
田原市歯科医師会
会長 青木洋三

37 災害時における施設利用の協力に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と前澤物産株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市内に地震、風水害、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設を利用して、田原市防災計画に基づく物資集配拠点とすることについて必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 田原市東神戸町東新田95番地

施設名 田原青果センター

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を物資集配拠点として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（施設の使用）

第4条 前条で規定する甲の要請は、事前に乙に対してその旨を文書（様式第1号）又は口頭で通知する。

（発災時の対応）

第5条 乙は、災害時等において、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、業務に支障のない範囲で物資集配拠点の使用に協力する。

2 物資集配拠点の使用中に当該施設等に損害を与えた場合は、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（使用の中止）

第6条 甲は、物資集配拠点としての使用を中止する際は、乙に対し、その旨を連絡し合わせて文書（様式第2号）にて通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、この協定の期間満了の翌日から、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 鈴木克幸

乙 田原市谷熊町備後66番2

前澤物産株式会社

代表取締役 前澤勝茂

38 県立高等学校における施設使用に関する協定書

愛知県田原市を「甲」とし、愛知県立渥美農業高等学校を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、田原市内に地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が管理する施設を利用して、田原市防災計画に基づく防災活動拠点（以下「活動拠点」という。）とすることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地	愛知県田原市加治町奥恩中1-1、同町南恩中11-1
施設名	屋外運動場 17,040㎡
	第3農場 4,812㎡

2 甲は、前項の対象施設の外、乙が管理する施設・設備を利用しようとするときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時等に、前条で規定する施設を活動拠点として利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

(活動拠点の使用)

第4条 甲は、第1条に基づき活動拠点として使用する際、事前に乙に対してその旨を文書（様式第1号）又は口頭で通知する。

2 甲は、活動拠点の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、活動拠点として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用の旨の通知を行う。

(発災時の対応)

第5条 乙は、災害時等において、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、活動拠点の使用に協力する。

2 活動拠点の使用中に当該施設等に損害を与えた場合は、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用の中止)

第6条 甲は、活動拠点としての使用を中止する際は、乙に対し、その旨を連絡し合わせて文書（様式第2号）にて通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、この協定の期間満了の翌日から、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月29日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
愛知県田原市
田原市長 鈴木克幸

乙 愛知県田原市加治町奥恩中1番地1
愛知県立渥美農業高等学校
校長 伴 浩志

39 防災情報の共有に関する協定書

田原市長（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部長（以下「乙」という。）は、各自が保有する防災情報や乙が保有する豊川用水の管理情報（以下「情報」という。）を共有することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が保有する情報を共有することにより、田原市地域防災業務及び豊川用水の防災業務における体制の充実、強化に資することを目的とする。

（共有する情報）

第2条 甲及び乙が提供し、共有する情報については、別紙のとおりとする。

（共有する情報の取扱い）

第3条 共有する情報に係る一切の権利は、共有する以前において当該情報を保有する者（以下「権利者」という。）に帰属するものとする。

2 甲又は乙は、共有する情報を、甲及び乙以外の第三者（以下「第三者」という。）へ提供することが必要になった場合は、あらかじめその旨を権利者に通知し承諾を得るものとする。この場合、第三者へ提供する情報は、情報の趣旨が変わる加除修正を行わないものとする。

3 甲又は乙は、第三者への情報提供に際し、第三者に損害を与え、又は第三者と争議を生じた場合は、第三者に情報提供した者が責任を持って解決するものとする。

（情報の提供方法等）

第4条 甲が提供する情報は、電話、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。

2 乙が提供する情報は、電話、ファクシミリ、電子メール及びインターネットにより行うものとし、アドレス等については、別途通知するものとする。なお、甲は、通知するアドレス等について、第三者に漏洩してはならない。

3 甲が情報の提供を受けるために必要な機器及びインターネットへの接続並びに維持管理に係る一切の費用は、全て甲が負担するものとする。

4 甲は、提供を受ける情報について、次の事項に係る場合は、その責任を乙に問わないものとする。

- 一 情報の精度及び機器等の故障や保守のために生じた情報の欠落、情報送信の停止
- 二 天災その他の不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値の送信
- 三 インターネット接続業者の都合による接続やサービスの一時停止

（連絡窓口）

第5条 情報の確実な提供、円滑な連絡等を図るため別紙のとおり連絡先を定めるものとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書二通を作成し、甲及び乙押印の上、各々一通を保有する。

平成25年4月1日

甲 田原市
田原市長 鈴木克幸

乙 独立行政法人水資源機構
豊川用水総合事業部長 山本英明

40 災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、田原市内において、地震等により大規模な災害が発生した場合における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害救助法の適用となるもの及び田原市地域防災計画に基づく災害又は局地的に死者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）発生時（以下「災害時等」という。）に、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送
- (3) 遺体安置施設等の提供
- (4) その他必要な事項

（協力の実施）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、連携の上、甲に協力するものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請により第1条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が実施した第1条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第5条 乙は、業務が完了したときは、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する経費の価格は、災害時等の直前における適正価格及び災害救助法の基準額を参考にして、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害時の情報提供）

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定す

るものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、当該期間終了前1か月までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

平成25年4月1日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市長 鈴木克幸

乙 愛知みなみ農業協同組合
株式会社出雲殿 イズモ葬祭イズモホール田原
太田典礼市民葬祭
小川生花店
田原十方舎有限公司
有限会社うかい葬祭
有限会社◎横江仏具渥美ホール

平成30年8月1日

乙 株式会社トワーズ

注：個別に協定締結

4 1 災害時における家屋被害状況調査に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と愛知県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合における家屋の被害状況調査（以下「被害状況調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（被害状況調査への協力）

第1条 甲は田原市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、被害状況調査について協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲の行う被害状況調査に協力するものとする。

（被害状況調査）

第2条 被害状況調査は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））に基づき、甲の職員の指示の下、甲の職員と乙の会員が協力して行うものとする。

（費用の負担）

第3条 甲は第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費を負担しない。

2 甲は、被害状況調査に必要な資機材の調達に要する費用を負担するものとする。

（事前説明）

第4条 甲は、乙の会員の派遣を受けた場合は、被害状況調査の方法について事前説明を行うものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、被害状況調査の実施により知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、被害状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が加入する災害補償保険等により対応するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申し入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年5月8日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市町 鈴木 克幸

乙 名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 滝口 孝

4.2 災害時における相互応援に関する協定

嚶鳴協議会に加入する自治体のうち、災害時における相互応援に賛同する自治体（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害が発生し、被害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、相互の協力し、それぞれの実情に合わせた応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類については、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需品の供給及びその供給に必要な機材の提供
- (2) 救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (3) 医療、防疫等に必要な医薬品等の提供
- (4) 救援活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時受け入れるために必要な施設の提供
- (6) 災害ボランティアのあっせん
- (7) 地元企業、団体等への被災地支援の協力要請
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の実施）

第2条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要する経費は、別に定めるところにより負担するものとする。

（連絡担当課）

第4条 協定自治体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定自治体に災害が発生したときは、速やかに情報収集に努めるものとする。

（加入及び脱退）

第5条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、本協定の運用に係る事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年6月5日

協定自治体（50音順）

岐阜県恵那市、岐阜県大野町、沖縄県沖縄市、神奈川県小田原市、岩手県釜石市、長野県木曾町、佐賀県多久市、大分県竹田市、愛知県田原市、愛知県東海市、大分県日田市、兵庫県養父市、山形県米沢市

4.3 田原市・松本市災害時相互応援に関する覚書

田原市と松本市は、いずれかの市域における災害発生時の相互応援に関する事項を次のとおり定め、本覚書を締結する。

(趣旨)

第1条 田原市と松本市は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた市（以下、「被災市」という。）から応援の要請があった場合に、被災市の災害応急対策及び復旧対策が迅速かつ円滑に遂行できるよう、相互応援に関する事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、食料、飲料水、生活必需物資等の提供、災害応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣等とする。

(応援の実施)

第3条 本覚書に基づき応援を要請された場合は、可能な限りこれに応ずるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した被災市の負担とする。

(連絡担当部局)

第5条 本覚書に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定め、相手方に通知するものとする。

(その他)

第6条 この覚書の実施に際し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、両市長署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年11月15日

田原市長 鈴木 克 幸

松本市長 菅 谷 昭

4.4 苫小牧市・田原市災害時相互応援協定書

北海道苫小牧市（以下「甲」という。）と愛知県田原市（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における甲乙相互の資材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- (2) 食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (5) 被災した児童及び生徒の受入れ
- (6) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙から特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された甲又は乙は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（指揮権）

第5条 応援のため派遣された職員は、応援を受ける市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 応援を受ける市において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受ける市の求めにより、応援を行った市が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたい場合については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合には、地方公務員災害

補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたときを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月15日

北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市

市長 岩倉博文

愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市

市長 鈴木克幸

4.5 災害時等の協力活動に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と愛知みなみ農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における協力活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市内において災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙の協力により、迅速かつ円滑な応急対策及び被災者等の生活の早期安定を図るとともに、平常時における密接な協力関係を築くことにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 災害時等において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有する物資の提供
- (2) 乙が管理又は所有する施設の利用
- (3) 甲又は乙が収集した災害情報等の相互提供
- (4) 被災者、帰宅困難者への支援活動
- (5) 前4号に定めるもののほか、甲が特に要請する事項

（要請の方法）

第3条 甲は、前条に掲げる事項を要請する場合には、原則として文書によるものとする。

ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 通信の途絶等の事由により甲が要請を行うことができない場合、乙は、自らの判断により、甲の要請を待たずに状況に応じ活動できるものとする。なお、通信手段等が回復した後は、乙は甲にその内容を速やかに連絡するものとする。

（要請への協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲において協力するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定により、乙が供給した物品の対価及び乙又は乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害発生前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（防災活動への協力）

第6条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

（甲乙の連携）

第7条 甲及び乙は、円滑かつ的確に応急活動が進められるよう、平常時から情報交換に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了の1月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年1月20日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田原市長 鈴木 克幸

乙 田原市福江町堂前13番地1

愛知みなみ農業協同組合

代表理事組合長 中神 享三

4.6 宮若市・田原市災害時相互応援協定書

福岡県宮若市（以下「甲」という。）と愛知県田原市（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）時において、被害を受けた市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互の応援体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において災害が発生し、被災者支援等の応急措置の実施が十分にできない場合における甲乙相互の資材の援助及び被災者支援について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
- (2) 食糧、飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するために必要な施設の提供
- (5) 被災した児童及び生徒の受入れ
- (6) 前各号に定めるもののほか、甲又は乙から特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により行うものとする。なお、事後速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の具体的な内容及び必要量
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された甲又は乙は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（指揮権）

第5条 応援のため派遣された職員は、応援を受ける市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 応援を受ける市において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受ける市の求めにより、応援を行った市が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたい場合については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第7条 応援に派遣した職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合には、地方公務員災害

補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

2 応援に派遣した職員が、応援を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援を受ける市への往復途中において生じたときを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月5日

福岡県宮若市宮田29番地1

宮若市

市長 有吉 哲信

愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市

市長 鈴木 克幸

4.7 災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と株式会社田原学校給食サービス（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の給食支援業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に給食提供等を必要とする災害が発生した場合、乙の調理委託運営企業の積極的な協力を得ることにより、災害時における市民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第2条 乙は、災害時における甲の給食支援業務等の要請に対し、優先して業務を行い、甲の災害応急対策活動に積極的に協力するものとする。

2 乙の協力内容は、田原市給食センターを拠点として行う給食支援業務等とする。

（要請手続）

第3条 甲は、災害が発生し、給食支援業務等の必要があると認めたときは、災害時給食支援業務等要請書（様式第1号）により、乙に対し要請するものとする。

2 甲は、災害の状況により、緊急を要するときは、電話等の方法で協力要請することができるものとする。この場合は、甲は乙に対し、速やかに災害時給食支援業務等要請書（様式第1号）を提出するものとする。

3 甲は、乙に給食支援業務等を要請する場合は、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにし、要請するものとする。

4 乙は、前項の要請があったときは、給食支援業務等に協力するものとする。

5 乙は、甲との連絡が取れないときは、甲の要請があったものとみなし、自らの責任において給食支援業務等を行うことができる。

（配送）

第4条 乙は、給食の配送に関して、乙が所有している車両を使用するものとする。

（完了報告）

第5条 乙は、給食支援業務等を完了したときは、速やかに災害時給食支援業務等完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等の方法で報告し、事後に災害時給食支援業務等完了報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（費用負担等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が給食支援業務等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

2 調理業務及び給食の配送に係る経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、給食支援業務等に従事した乙の職員が二次災害で負傷し、若しくは疾

病にかかり、又は死亡した場合は、乙の加入する労働災害保険を適用し、乙が災害補償を行うものとする。

(連絡責任者等)

第8条 給食支援業務等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。

2 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(平常時の協力)

第9条 乙は、平常時における防災啓発に協力するものとする。

2 甲が協力依頼を行う場合は、文書により行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年6月2日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 鈴木 克幸

乙 田原市赤羽根町東山60番3

株式会社田原学校給食サービス

代表取締役 山本 徳憲

48 下水道災害応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害その他非常の場合において田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とで災害応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、災害等が大規模又は応援の要請を行う必要が生じたときは、この協定に基づき応援要請を行う。

2 乙は、甲から応援要請があったときは、速やかに応援活動を行う。

(応援の内容)

第3条 乙が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急排水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧資機材の提供（車両含む）
- (4) し尿収集運搬作業
- (5) 作業員のあっせん

(費用の負担)

第4条 前条に規定する応援活動に要する費用は、甲が負担する。

2 応援活動に要した費用の請求事務は、乙が行う。

(損害の負担)

第5条 応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における補償は、応援活動を行った乙の負担とする。ただし、応急治療する場合の治療費は、甲が負担する。

2 応急活動中に第三者に損害を与えた場合は、損害を与えた乙がその損害を賠償する。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項、又はこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用の期間)

第7条 この協定は、平成22年4月1日から効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、甲、乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成22年4月1日

甲 田原市

田原市長 鈴木 克幸

乙 株式会社鳳
東邦清掃株式会社
株式会社宝環器センター

注：個別に協定締結

49 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマナカ（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した際、物資の確保を行い、必要に応じて被災者に供給することにより、災害時における被災者を含めた市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、甲のみでは被災者への十分な物資供給が困難な場合には、状況により乙にその調達又は製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（応急生活物資の品目等）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 要請時点で、乙に供給又は製造が可能な物資
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話、ファクシミリ等で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

（運搬）

第5条 運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとし、甲は必要に応じて運搬車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（物資の安定供給）

第6条 乙は事業の継続及び事業再開による物資の供給をもって、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は乙の事業の継続及び早期再開に向け可能な協力をするものとする。

（引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用）

第8条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

（連絡体制）

第10条 甲及び乙は、連絡体制等について支障をきたさないように常に点検するとともに、変更が

あった場合にはその都度相手方に連絡するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲、又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年12月1日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 鈴木克幸

乙 名古屋市東区葵三丁目15番31号

株式会社 ヤマナカ

代表取締役社長 中野義久

50 災害に係る情報発信等に関する協定

田原市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、田原市が田原市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ田原市の行政機能の低下を軽減させるため、田原市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組みの内容）

第2条 この協定における取組みの内容は次の中から田原市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが、田原市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、田原市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 田原市が、田原市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 田原市が、田原市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 田原市が、災害発生時の田原市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 田原市が、田原市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて田原市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 田原市が、田原市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 田原市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 田原市及びヤフーは、第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく田原市及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、田原市から提供を受ける情報について、田原市が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(公表)

第5条 この協定締結の事実及びこの協定の内容を公表する場合、田原市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した当該年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに田原市又はヤフーから期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、田原市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

この協定締結の証として本書2通を作成し、田原市とヤフー両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月26日

田原市 愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 鈴木 克 幸

ヤフー 東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

5 1 大規模災害時の福祉避難所における物資供給に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、大規模災害時の福祉避難所が設置された場合における物資供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、大規模な災害の発生により田原市内に次に掲げる協定避難所及び福祉避難所（以下「協定福祉避難所等」という。）が設置された場合において、甲の要請に基づき、当該協定福祉避難所等に必要な物資を供給するために、必要な事項を定めるものとする。

避難所区分	協定法人・設置者	施設名
協定福祉避難所	社会福祉法人福寿園	福寿園、田原福寿園、たはらゆの里、パシフィック、渥美福寿園、花の里
	社会福祉法人成春館	蔵王苑、蔵王の杜
	医療法人社団誠淳会	伊良湖ケアセンター
	愛知県厚生農業組合連合会	あつみの郷
福祉避難所	社会福祉法人福寿園	田原福祉グローバル専門学校
	田原市	赤羽根福祉センター
		渥美福祉センター
		崙山会館

（用語の定義）

第 2 条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

2 この協定における物資とは、バリアフリーにするための施設整備用の物資や協定福祉避難所等で生活する要援護者（要介護者、障害者、高齢者、その他支援を要する者等）が必要とする福祉用具等、協定福祉避難所等で必要な物資全般で乙が所有している物資とする。

（供給要請）

第 3 条 甲は、災害時において、協定福祉避難所等を開設した場合、乙に対して、甲が指定する協定福祉避難所等で必要な物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡含む。）で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（供給期間等）

第 4 条 物資供給の期間は、甲の要請時から、該当協定福祉避難所等開設中に対象者が全員帰宅・入所等し、又は該当協定福祉避難所等が閉鎖するまでとし、要請後、可能な限り迅速に供給するものとする。

2 協定福祉避難所等が閉鎖したときは、甲は、返却可能な物資を乙に返却するものとする。

（経費）

第 5 条 乙が供給した物資の経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、協定福祉避難所等への物資供給に当たり、業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がない場合には、更に、1年間継続をするものとし、以後も同様とする。

なお、令和2年8月4日付けで締結した「大規模災害時の福祉避難所における物資供給に関する協定書」は、この協定の締結日をもって廃止する。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 愛知県田原市田原町南番場30-1
田原市
田原市長 山下 政良

乙 有限会社元気村
有限会社あいふるケア
有限会社マルキふとん店

注：個別に協定締結

5.2 大規模災害時の福祉避難所における人的支援に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、大規模災害時において、福祉避難所における人的支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、大規模な災害の発生により田原市内に次に掲げる協定福祉避難所及び福祉避難所（以下「協定福祉避難所」という。）が設置された場合において、甲の要請に基づき、当該協定福祉避難所等に避難者等の生活支援や相談等を行う乙の職員（以下「支援者」という。）を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

避難所区分	協定法人・設置者	施設名
協定福祉避難所	社会福祉法人福寿園	福寿園、田原福寿園、たはらゆの里、パシフィック、渥美福寿園、花の里
	社会福祉法人成春館	蔵王苑、蔵王の杜
	医療法人社団誠淳会	伊良湖ケアセンター
	愛知県厚生農業組合連合会	あつみの郷
福祉避難所	社会福祉法人福寿園	田原福祉グローバル専門学校
	田原市	赤羽根福祉センター
		渥美福祉センター
		崙山会館

（用語の定義）

第2条 この協定書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定における支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、要援護者（要介護者、障害者、高齢者、その他支援を必要とする者等）で、避難所生活において何らかの特別の配慮を必要とする者をいう。

（支援要請）

第3条 甲は、災害時において、対象者が指定避難所で対応できなくなった場合、協定福祉避難所等を開設し、乙に対して、甲が指定する協定福祉避難所等への移送及び次条に掲げる支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡含む。）で行うものとする。

3 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（支援内容）

第4条 この協定における支援内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 協定福祉避難所等での対象者の生活支援及び生活相談

(2) 対象者の家族等に対するアドバイス

（支援期間等）

第5条 支援の期間は、甲の要請時から、該当協定福祉避難所等開設中に対象者が全員帰宅・入所等し、又は該当協定福祉避難所等が閉鎖するまでとし、原則24時間対応とする。人員の交代については、甲乙が協議の上決定するものとする。

(経費及び補償)

第6条 人件費及び乙がやむを得ず要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が協定福祉避難所等に派遣した支援者が、その派遣に起因する傷病等を発症した場合は、これを補償する。補償内容については、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙が協定福祉避難所等に派遣した支援者が、故意又は過失により、甲の物品等を損傷した場合及び第三者に気該当を与えた場合の損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(協定福祉避難所等への派遣可能人数)

第8条 支援者の派遣可能人数については、災害の状況を鑑み、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙及び支援者は、協定福祉避難所等の管理運営に当たり、業務上知り得た対象者とその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から、令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がない場合には、更に、1年間継続をするものとし、以後も同様とする。

なお、令和2年8月4日付けで締結した「大規模災害時の福祉避難所における人的支援に関する協定書」は、この協定の締結日をもって廃止する。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 愛知県田原市田原町南番場30-1

田原市

田原市長 山下 政良

乙 社会福祉法人福寿園

特定非営利活動法人コア・エンジェル

社会福祉法人田原市社会福祉協議会

特定非営利活動法人MA・はろー

注：個別に協定締結

5.3 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

田原市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等及び避難所と災害対策本部との通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していること、若しくは風水害等による避難勧告等の発令により避難所を開設していることをいう。

2 本契約に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本契約にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置するものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙から目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成27年2月20日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 鈴木 克 幸

乙 愛知県名古屋市中区大須四丁目9番60号

西日本電信電話株式会社 名古屋支店

取締役名古屋支店長 東田盛 正治

5.4 災害時における応急生活物資の調達に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の調達に関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、市内で必要とされる応急生活物資（以下「物資」という。）を円滑に調達し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して必要な情報を提供するとともに、乙の会員の所有する物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく物資の確保）

第3条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、速やかに加盟会員と連携し、必要な物資の供給に努めるものとする。

2 この場合、乙は、会員に対し、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請できる物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 要請時点で、乙の会員が供給可能な物資
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定し、甲が指名した者に受領させるものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請を受け、乙が調達した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、甲が負担する。

2 前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

（代金の請求）

第7条 乙は、第5条に規定する甲の受領後、甲から要請され供給した物資の代金を甲に請求するものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲は、乙から物資の代金の請求があった場合、請求日から30日以内に、その代金を支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議の上、変更することができる。

（連絡先）

第9条 甲及び乙は、災害時の応急生活物資の調達を円滑に行うため、双方の連絡先及び連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月23日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長

乙 田原市商工会
渥美商工会

注：個別に協定締結

5.5 災害時における支援協力に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、甲の目指す市民、地域、事業者等との協働による災害に強いまちづくりを実現し、また、地域の復旧を優先させる乙の基本方針の実効性を高めるために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市で大規模な災害が発生した場合に、甲が行う救援及び応急復旧活動に対する乙の支援協力に関し、平素からの連携を含め、基本的な事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 乙の支援協力の内容は、次のとおりとし、可能な範囲で対応するものとする。

- (1) 災害発生時の救援・救護活動
- (2) 大規模震災時における一時避難場所の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活物資の提供
- (4) 復旧に供する車両の提供
- (5) 甲が設置する救援物資等受入施設における荷役支援
- (6) 復旧工事等に必要用地の提供
- (7) 専用バスの提供
- (8) 地域復旧活動への参画

2 前項の支援を円滑に行うため甲及び乙は、災害関連情報の相互提供に努めるものとする。

（費用負担）

第3条 前条第1項各号に規定する支援協力に係る費用の負担については、それぞれについて、別に定めるものとする。

（平素からの連携）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡先や連絡方法など、相互の連絡に必要な体制整備に努めるものとする。

（効力）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（解除）

第6条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれかが解除予定の日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（委任）

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な手続その他必要な事項は別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に関し、疑義及び定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定め

るものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年3月24日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市長 鈴木 克幸

乙 豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社
総務部長 財津 裕真

5.6 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（用語の定義）

第2条 この協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、田原市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、田原市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく地図製品等の供給のほか、別途定める「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目（以下「細目」という。）により住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき貸与された住宅地図、広域図及びID等を、甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに細目に定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、甲は、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、別途定めるZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、この協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月25日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1

田原市

市長 鈴木 克幸

乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号

株式会社ゼンリン 中部エリア統括部

部長 荒木 康博

5 7 災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定

(目的)

第 1 条 この協定は、地震等の災害により被災者支援システムの運用が不可能になった場合の豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町及び東栄町（以下「東三河 7 自治体」という。）の相互支援体制を構築することを目的とする。

(支援の範囲)

第 2 条 この協定に基づく被災者支援システムに関する支援（以下「支援」という。）の内容は、被災者支援システムの稼働に必要な機器等の貸与及び職員の派遣とする。

(支援の要請及び実施)

第 3 条 地震等の災害により東三河 7 自治体のうちいずれかの自治体の被災者支援システムの運用が不可能になった場合、運用が不可能になった自治体（以下「被災自治体」という。）は、被災者支援システムの運用が可能な自治体（以下「支援自治体」という。）に対し、支援を要請することができる。

2 前項の要請は、希望する支援の内容を明らかにして、被災自治体の長が支援自治体の長に対して文書をもって行う。

3 支援自治体の長は、第 1 項の要請に基づく支援を行うことが支援自治体の業務に著しい支障をきたさないと判断した場合には、要請を受けるものとする。

(支援経費の負担)

第 4 条 第 2 条の規定による支援に要した費用は、被災自治体が負担する。ただし、被災自治体が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災自治体及び支援自治体が協議して定める。

2 被災自治体が前項に定める費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災自治体から要請があった場合には、支援自治体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の措置)

第 5 条 東三河 7 自治体は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、相互の情報交換及び災害時における対策に関する調査研究に努めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第 6 条 東三河 7 自治体は、この協定の内容が常に実践的な内容となるよう、随時、見直しを行うものとする。

(協議)

第 7 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、東三河 7 自治体が協議のうえ、決定するものとする。

(協定の効力)

第 8 条 この協定は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から効力を生ずるものとする。ただし、東三河 7 自治体のうちいずれかの自治体において、被災者支援システムの運用を取りやめた場合は、効力を失う。

本協定の締結を証するため、協定書7通を作成し、東三河7自治体の長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2013年（平成25年）3月29日

豊橋市今橋町1番地

豊橋市長 佐原 光一

豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市長 山脇 実

蒲郡市旭町17番地1

蒲郡市長 稲葉 正吉

新城市字東入船6番地1

新城市長 穂積 亮次

田原市田原町南番場30番地1

田原市長 鈴木 克幸

北設楽郡設楽町田口字居立2番地

設楽町長 横山 光明

北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地

東栄町長 尾林 克時

58 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 田原市(以下「甲」という。)と愛知県LPガス協会東三河支部(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における液化石油ガス及び燃焼器具(以下「液化石油ガス等」という。)の優先供給について協定を締結する。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、かつ、災害救助法が適用された場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害救助法が適用されない場合にあっても、液化石油ガス等の供給について、甲が要請したときは、乙は液化石油ガス等を供給するものとする。

(要請手続)

第3条 前条第1項の規定による協力の要請は、災害時協力要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、災害時協力要請書による要請が困難な場合は、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(保安に関する業務)

第4条 液化石油ガス等の供給に必要な保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第1項の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の要請により乙から供給を受けた液化石油ガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力体制の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な協力が図られるよう、協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成28年9月26日

田原市田原町南番場30番地1
甲 田原市
田原市長 山下 政 良

豊川市大橋町二丁目18番地
乙 愛知県LPガス協会東三河支部
支部長 原 田 幹 也

59 災害時における施設利用等の協力に関する覚書

第四管区海上保安本部伊勢湾海上交通センター所長（以下「甲」という。）と田原市長（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、田原市内に地震、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が管理する施設（以下「施設」という。）を、恋路ヶ浜周辺の住民及び観光客等（以下「住民等」という。）が緊急的に一時避難する場所（以下「一時避難場所」という。）として利用するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この覚書の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 愛知県田原市伊良湖町古山2814-38

施設名 伊勢湾海上交通センター

（施設の利用等）

第3条 甲は、乙からの要請があった場合又は災害時等において緊急に対応することが必要であると認められる場合は、前条で規定する施設を一時避難場所として開放し、乙に協力する。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙の緊急時の連絡先は、次のとおりとする。

（1）甲の緊急時連絡先

伊勢湾海上交通センター整備課 電話0531-34-2700

（2）乙の緊急時連絡先

田原市防災局防災対策課 電話0531-23-3548

2 前項に定める連絡先に変更が生じた場合は、速やかに通知するものとする。

（協力内容）

第5条 甲及び乙の協力内容は、次のとおりとする。

（1）甲は、災害時等における一時避難場所の提供、田原市が整備する応急的な食料、飲料水、簡易トイレその他の資機材（以下「応急資機材」という。）の保管場所の提供及び住民等に対する支援の補助を行うものとする。

（2）乙は、応急資機材の整備及び住民等に対する支援を行うものとする。

（3）甲及び乙は、前各号の協力内容について変更が生じた場合には、甲乙両者が協議し、見直しを図るものとする。

（災害時等の対応）

第6条 甲は、災害時等において速やかに、住民等の一時避難場所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じ、一時避難場所の運営に協力する。

2 乙は、住民等が安全に一時避難場所から退避等するために必要な乙が設置する避難場所の開設状況及び道路状況等に関する情報等を、甲に提供するものとする。

（備蓄及び訓練等）

第7条 乙は、自らの負担と責任において、応急資機材の整備を推進しなければならない。

2 甲は、乙が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

3 乙は、その能力を活用して積極的に恋路ヶ浜周辺の住民に対する災害時等における施設利用に関する周知及び常日頃から災害時等を想定した連携に努めなければならない。

（その他）

第8条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この覚書の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲又は乙から申し出がないときは、この覚書の期間満了の日の翌日から、更に1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年2月27日

- 甲 愛知県田原市伊良湖町古山2814-38
第四管区海上保安本部
伊勢湾海上交通センター
所長 岡島史典
- 乙 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市長 山下政良

60 防災防犯情報の提供及び発信に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と株式会社フューチャーリンクネットワーク（以下「乙」という。）及び株式会社東愛知ウェブ（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互に協力し、乙及び丙が運営する地域情報ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及び提携媒体を活用し、広く市民に防災防犯情報を伝えることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙及び丙は、本協定に基づき実施される業務（以下「本業務」という。）に求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、甲は本業務が利益の創出を基本とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第3条 甲、乙及び丙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（協定期間）

第4条 本協定の期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。なお、本協定の期間満了に際し、甲又は乙及び丙いずれか一方から本協定を更新しない旨の申し出がない場合、さらに1年間の期間延長するものとし、以後はこれを繰り返す。

（協定事項の公表）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の期間中、甲のホームページ及びポータルサイトにおいて、本協定が締結されていることを公表する。

（業務範囲）

第6条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、防災防犯情報を乙及び丙に提供する。
- (2) 乙及び丙は、甲から提供を受けた防災防犯情報をポータルサイト及び提携媒体に掲載する。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が必要と認める業務

（業務範囲の変更）

第7条 甲、乙又は丙は、必要と認める場合、相手方に対する通知をもって前条で定める本業務の範囲の変更を求めることができる。

2 甲、乙又は丙は、前項の通知を受けた場合、協議に応じなければならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙及び丙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除き、本業務を自ら行い、第三者に本業務を委託し、又は請け負わせてはならない。

（情報掲載責任）

第9条 甲が提供した情報に関する責任は、甲が負う。

2 乙及び丙が作成した情報に関する責任は、乙及び丙が負う。

(情報の編集及び著作権)

第10条 乙及び丙は、甲から提供された情報を、本協定の目的の範囲内で利用者が容易に理解できるように編集できるものとする。ただし、本来の情報の意図を逸脱して編集したもの、あるいは、その編集に瑕疵が認められる場合は、その情報に係る責任は乙及び丙が負う。

2 前項により編集し作成された情報の著作権は、乙及び丙が保有する。

3 乙及び丙は、甲から提供された情報を甲の了承の上、ニュースアプリによる配信等の二次利用ができるものとする。

(情報管理)

第11条 乙及び丙は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。協定期間が満了した後又は本協定を解除された後においても同様とする。

(協定の変更)

第12条 本業務に関し、本業務の内容に変更が生じたとき又は特別な事情が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結にあたり、本書3通を作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月15日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 山下 政良

乙 千葉県船橋市西船四丁目19番3号
株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表取締役 石井 丈晴

丙 愛知県豊橋市西幸町字浜池333番地の9
株式会社東愛知ウェーブ
代表取締役 藤村 正人

6 1 災害時における廃棄物の処理等に関する協定

田原市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、田原市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）、津波堆積物（津波により堆積した土砂、泥状物等）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力の要請は、災害時における災害廃棄物処理の協力要請書（様式第1号）に次に掲げる事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に田原市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要

員、車両及び資機材等の数量を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の規定による要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書(様式第2号)により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の規定による要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年8月12日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田原市

代表者 田原市長 山下 政良

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 永井 良一

6 2 災害時における物資供給に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における応急対応物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（応急対応物資）

第3条 甲が乙に要請する物資は、被害の状況に応じ、乙が供給可能な物資の中から甲が指定することとする。

（要請手続き）

第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格並びに引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し及び運搬等）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、当該場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。また、甲は乙に対し、必要に応じて、物資の運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制並びに物資の供給等についての情報交換を行い、

災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月6日

甲 愛知県田原市田原町南晩場30番地1
田原市
田原市長 山下 政良

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎

6.3 田原市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と社会福祉法人田原市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、田原市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、田原市地域防災計画に基づきセンターの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置及び運営）

第2条 甲は、田原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）において、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織の設置が必要と認めるときはセンターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地ボランティアセンター（以下「現地センター」という。）の設置が必要と認めるときは、乙と協議の上、現地センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

3 センターの閉鎖は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、田原市田原福祉センター内とする。ただし、災害の状況等により設置が困難な場合は、甲乙協議の上、これに代わる場所を確保するものとする。

2 現地センターは、甲乙協議の上、設置場所を決定するものとする。

（連携及び協力）

第4条 甲及び乙は、相互に連携し、及び協力し、センター及び現地センター（以下「センター等」という。）の設置及び運営に関し必要な業務を実施するものとする。

（センター等の業務）

第5条 センターが実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び活動依頼
- (2) 災害ボランティアの需要状況の把握及び提供
- (3) 災害ボランティア活動の情報発信及び受信
- (4) 災害ボランティア活動に必要な物品の調達
- (5) 災害対策本部等との連絡調整
- (6) その他災害ボランティア活動に必要な業務

（設置の通知）

第6条 甲は、第2条第1項及び第2項の規定に基づきセンター等の設置を決定したときは、乙にセンター等設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により乙に通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭等で通知し、その後速やかに文書により処理するものとする。

(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、センター等の設置及び運営に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資、活動場所等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第8条 センター等の設置及び運営に関する必要な経費は、原則として甲が負担するものとする。ただし、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てることができるものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償等)

第9条 災害時のボランティア活動に関し、ボランティアが被った傷害に対する補償及びボランティアが第三者に与えた損害に対する賠償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者をボランティア保険に加入させるものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンター等の運営状況について報告を求めることができる。

(平常時の支援協力)

第11条 甲は、乙に対して、災害時に備えたセンター等の機能整備に関する必要な支援を行うものとする。

2 甲と乙は、平常時から相互に協議し、及び連携し、ボランティア団体、地域住民及び防災関係機関との良好な関係維持に努め、センター等の運営など災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づき設置するセンター等の運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、田原市個人情報保護条例（平成17年田原市条例第3号）及び社会福祉法人田原市社会福祉協議会個人情報保護規程（平成17年田原市社会福祉協議会規程）に基づき、適切に管理するものとする。

(防災訓練等への参加協力)

第13条 甲及び乙は、この協定に基づく運営が円滑に行われるよう、業務に支障のない範囲において、相互の防災訓練等に参加し、かつ、協力するよう努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、別に決定する。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定の延長をしない旨の申出を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間延長するものとし、以降の期間についても同様とする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成30年3月29日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 山下政良

乙 田原市赤石二丁目2番地

社会福祉法人 田原市社会福祉協議会

会長 豊田慈證

6 4 災害時における消防用水の確保に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害その他非常の場合において田原市（以下「甲」という。）と田原土木協会（以下「乙」という。）とで消防用水の確保について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定について、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

(応援の体制)

第3条 乙は、田原土木協会会員（以下「会員」という。）及び応援体制について予め甲に報告する。

2 乙は、前項の報告事項に変更があった場合には、速やかに甲に報告する。

(応援の要請)

第4条 甲は、災害が発生したとき又は発生する恐れがある場合において、応援の要請を行う必要が生じたときは、この協定に基づき応援要請を行う。

2 乙は、甲から応援要請があったときは、速やかに応援活動を行う。

(応援の内容)

第5条 乙が行う応援活動は、コンクリートミキサー車を活用した仮設防火水槽等への給水とする。

(費用の負担)

第6条 前条に規定する応援活動に要する費用は、甲が負担する。

2 応援活動に要した費用の請求事務は、乙が行う。

(補償)

第7条 第4条の規定により、応援要請による活動に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかった治療の治療費、又は死亡した場合の補償は、関係法令などに基づき支弁する。

2 応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、損害を与えた会員がその損害を賠償する。

(防災訓練等への参加協力)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、業務に支障のない範囲において、相互の防災訓練等に参加し、かつ、協力するよう努めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用の期間)

第10条 この協定は、平成30年7月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除の通知をしない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年7月1日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 山下政良

乙 田原市田原町松下2番地3
田原土木協会
会長 杉田鐘一

6.5 災害時等における無人航空機による情報収集活動等に関する協定

田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、無人航空機（以下「ドローン」という。）の出動等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、田原市内において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害等が発生した場合に、被災状況の確認等の情報収集活動を円滑に実施するため、甲が乙に対しドローンの出動を要請する手続及びドローンの防災活動への活用を図るための必要な事項を定めるものとする。

（活動内容）

第2条 この協定により、甲が乙に出動を要請する活動は、田原市内での災害現場における情報収集活動等とする。

（出動要請等）

第3条 甲は、災害等が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、書面によりドローンの出動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭でその出動を要請することができるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の出動要請を受けたときは、乙において出動が可能と判断した場合には速やかに、ドローンを出動させるものとする。この場合において、ドローンの出動台数、派遣人数、出動期間及び活動場所については、要請時に甲乙が協議して定めるものとする。

（情報収集活動等の実施）

第4条 乙は、出動要請に基づく情報収集活動等に当たっては、甲の指定する職員の指示に従うものとする。

（情報収集活動等の終了等）

第5条 この協定による情報収集活動等の終了は、甲の指定する職員が情報収集活動等の終了を告げたとき又はドローンによる情報収集活動等が困難又は不可能となったときとする。

2 乙は情報収集活動を終了したときは、情報収集活動記録報告書を作成し、甲に提出する。

（映像データ等の取扱い）

第6条 乙は、第3条第2項に基づく出動において撮影した映像データ等については甲に提出するものとし、甲が承諾したときを除き、第三者に映像データ等を提供しないものとする。

2 撮影した映像データ等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属するものとする。

（研究）

第7条 甲乙は、ドローンの防災活動等への活用を図るための研究を相互に推進するものとする。

2 乙は、前項の研究を推進するに当たり、甲から人員の派遣や機材等の貸出について要請があったときには、可能な範囲で協力するものとする。

（訓練等への参加）

第8条 乙は、この協定による情報収集活動等や研究が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

（費用負担）

第9条 乙は、第3条第2項に基づく出動に要した費用を甲に請求できるものとする。

2 費用の算出方法は、甲乙が協議の上、調整するものとする。

（補償）

第10条 この協定による乙の出動又は訓練に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含

む。)は、乙の責任において行うものとする。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成31年4月1日

- 甲 愛知県田原市田原町南番場30-1
田原市
田原市長 山下 政良
- 乙 田原市福江町堂前34番地
特定非営利活動法人渥美半島まちづくり推進機構
理事長 渡 會 一 昭
- 乙 豊橋市多米町一丁目20番9
株式会社あづま
代表取締役 柴 田 修 身
- 乙 豊橋市西幸町字浜池333番地の9
株式会社サイエンス・クリエイト
代表取締役社長 吉 川 一 弘
- 丙 豊橋市神野新田町字ニノ割35番地の1
三信建材工業株式会社
代表取締役 石 田 敦 則

注：個別に協定締結

株式会社サイエンス・クリエイト及び三信建材株式会社とは三者協定

6 6 田原市と菊川市との間の災害時相互応援に関する協定書

田原市と菊川市（以下「協定市」という。）は、協定市の市域内において地震等における大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被害を受けた市が独自では十分な応急措置ができない場合における応急対策、復旧対策及び住民の避難を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧・飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 避難者を一時収容し、及び滞在するために必要な施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に被害を受けた市から要請があった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第 6 条に定める連絡担当部局を通じて、電話、FAX、電子メール等により応援を要請するとともに速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援の期間
- (6) 菊川市原子力災害広域避難計画に規定する必要事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動の実施に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域内において、災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施できるものとする。

（指揮権）

第 4 条 応援市から派遣された職員は、応援要請市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第 5 条 応援に要した費用は、原則として応援要請市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、別に定めるところにより応援要請市と応援市との間で協議するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡部局をそれぞれ定め、毎年相互に通知するものとし、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度協定市が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年12月6日

田原市長 山下 政良

菊川市長 太田 順一

67 大規模災害時における支援に関する協定書

田原市（以下「市」という。）と豊鉄バス株式会社、豊鉄ミデイ株式会社、豊鉄タクシー株式会社、渥美交通株式会社及び東神観光バス株式会社（以下これらを「交通事業者」という。）は、田原市内で地震等の大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に被災者に対する支援を行うため、大規模災害時における車両の運行に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰宅困難者 勤務先や外出先等において被災し、自宅への帰宅が困難になった者をいう。
- (2) 要搬送患者 災害負傷者など治療が必要なため、医療機関への輸送が必要な者をいう。
- (3) 車両 市及び交通事業者が所有するバス、タクシー車両をいう。

（協力の要請）

第2条 市は、大規模災害の発生時、次に掲げる事項について、交通事業者に協力を要請することができるものとし、交通事業者は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

- (1) 被災者（帰宅困難者及び要搬送患者を含む。）の車両による輸送業務
- (2) 災害対応に必要な要員の車両による輸送業務
- (3) その他車両による支援業務

2 市は、市が所有する車両を運行するための運転手を、交通事業者に要請することができるものとし、交通事業者は要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（要請手続等）

第3条 市の交通事業者に対する要請は、車両運行要請書（様式第1）をもって行うものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 交通事業者は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を市に報告するものとする。

（業務報告）

第4条 交通事業者は、前条に基づき業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、車両運行報告書（様式第2）により市に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは口頭で報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定により交通事業者が行った業務につき通常要すべき費用（車両利用費、燃料費等）については、市が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、業務終了後において、交通事業者の提出する報告書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、市と交通事業者が協議のうえ決定する。

（費用の支払）

第6条 市は、前条で決定した費用について、交通事業者から適法な請求書を受け取った日から3

0 日以内に支払うものとする。ただし、期間内における支払が困難な場合は、市と交通事業者が協議のうえ期間を延長することができる。

(事故)

第 7 条 交通事業者は、第 2 条の規定により要請された業務の実施に際し、事故が発生したときは、市に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第 8 条 交通事業者は、第 2 条の規定により要請された業務の運行に際し、交通事業者の責に帰する事由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も、交通事業者が負うものとする。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、締結日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

2 有効期間満了の 1 か月前までに市又は交通事業者から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、同一の内容を持って、更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施に関して必要な事項については、別途、田原市大規模災害時公共交通行動指針に定めるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、市と交通事業者が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 6 通を作成し、市と交通事業者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 27 日

市	田原市田原町南番場 30 番地 1 田原市 田原市長 山下 政良
交通事業者	豊橋市植田町字新津田 38 番地 豊鉄バス株式会社 代表取締役社長 小笠原 敏彦
交通事業者	田原市神戸町後申 18 番地 5 豊鉄ミデイ株式会社 代表取締役 伊藤 正雄
交通事業者	豊橋市下地町字北村 92 番地 1 豊鉄タクシー株式会社

	取締役社長	浅野 丈夫
交通事業者	田原市浦町鬼塚20番地4	
	渥美交通株式会社	
	代表取締役	鈴木 雅
交通事業者	豊橋市大脇町字大脇ノ谷74番地88	
	東神観光バス株式会社	
	代表取締役社長	齋藤 雅宣

68 災害時におけるレンタル重機等の提供に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）とレンテック大敬株式会社田原営業所（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、応急対策を実施する甲又は甲の契約する事業者（以下「業務実施者」という。）に対し、乙が保有する重機及び保有機材等（以下「保有機材等」という。）を、迅速かつ円滑に提供することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（保有機材提供の実施）

第3条 甲又は業務実施者は、災害時において保有資機材等を必要とするときは、乙に対し保有機材等の提供を要請することができる。

2 乙が提供する保有資機材等は、次に掲げるものとする。

- (1) 重機（バックホウ、ダンプトラック、タイヤショベル、ユニック、ブルドーザー、グレーダー、油圧ショベル、フォークリフト、重機運搬車ほか、乙が所有する重機車両）
- (2) 仮設トイレ
- (3) 非常用発電機
- (4) 照明機器
- (5) 水中ポンプ
- (6) 冷暖房機器
- (7) その他、甲が要請し、乙が調達及び提供可能なもの

（協力要請）

第4条 甲は、前条に定める保有資機材等の提供を乙に要請する場合は、提供を要請する資機材名、数量、規格並びに引渡場所等を記載した文書を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに保有機材等の提供を行うものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

2 乙は、保有資機材等の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し及び運搬等）

第6条 保有資機材等の引渡場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、当該場所までの運搬は原

則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが引き渡し場所まで保有資機材等の運搬を行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により保有資機材等の運搬を行う際は、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が、甲の要請により行った保有資機材等の対価及び運搬等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法等の法令に定めがあるものを除くほかは、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の要請があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制並びに保有資機材等の提供等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(損害賠償)

第10条 この協定に基づき、乙が保有機材の提供に伴って生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。ただし、損害のうち、甲又は業務実施者の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲又は業務実施者が負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 山下 政良

乙 田原市加治町前恩中58番地

レンテック大敬株式会社 田原営業所

所 長 藤原 正幸

69 田原市と大塚製薬株式との包括連携協定書

田原市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、田原市民（以下「市民」という。）の健康づくりの推進等における連携協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携の下、健康を核とした地域活性化及び市民サービスの向上を図るとともに、乙の社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

（連携協力する事業）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業について連携協力する。

- (1) 健康づくりに関する事業
- (2) 災害時における協力に関する事業
- (3) その他甲及び乙が協議して必要と認める地方創生に関する事業

（事業の実施）

第3条 前条に規定する事業（以下「本事業」という。）の実施については、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙に対して、本事業における協力を要請することができ、乙は、当該要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- (2) 乙は、甲から要請を受けた本事業を社会貢献活動の場として活用し、甲に周知に係る協力を要請することができ、甲は、この要請に対して事業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- (3) 甲は、本事業の実施に乙の協力があることを市民に周知するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、甲及び乙は、特に必要と認めて要請する事項について、支障のない範囲において可能な限り相互に協力するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、乙に対し前条の協力要請を行う場合、本事業の目的等を個別具体的に明示した任意の文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合においては、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲の協力要請を受けた場合には、文書又は口頭により協力の可否を通知するものとする。この場合において、甲は、乙が緊急の要請等に応じられない可能性があることについてあらかじめ承知するものとする。

（意見収集及び提供）

第5条 甲及び乙は、本事業の成果について、市民等に対して実施するアンケート等により意見を収集することができる。

- 2 甲又は乙が相手方に対して、アンケート等の成果を提供する場合、個人が特定できる情報は削除した上で行うものとする。
- 3 本事業により知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守して取り扱わなければならない。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、本事業が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定における連携協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項の規定に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(連携協力の期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第10条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人を含む。)と関係を持たないことを表明し、保証するものとする。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的若しくは暴力的な要求又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年4月23日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市

田原市長 山下 政良

乙 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目13番21号

大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部
名古屋支店 支店長 井上 務

70 災害時における支援物資受入及び配送等に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社 東海支店（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、仕分け及び避難所等への配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援協力（以下「支援協力」という。）に関し、その手続等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について支援協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲の管理する施設、甲が指定した物資集積拠点での備蓄品、支援物資、又は物資供給協力事業所等からの物資等の受入及び仕分け
- (2) 甲の管理する施設及び甲が指定した物資集積拠点等から避難所等への配送
- (3) 物資集積拠点の運営に必要な人員及び資機材等の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙がこの協定による支援協力として行うことを相当と認められた事項

（要請手続）

第4条 甲は、前条に定める支援協力を乙に要請するときは、必要事項を記載した文書を乙に提出するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲より要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援協力を実施することが困難と判断した場合はこの限りではない。

2 乙は、前項の要請により支援協力を実施したときは、必要事項を記載した文書により甲へ報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、甲の要請により行った支援協力に関する費用については、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用の額は、災害救助法等の法令に定めがあるものを除くほかは、災害発生直前における適正価格を基準とし、支援協力終了後、又は甲乙が協議により定める期間ごとに、甲乙が協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 前条の規定により決定された費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(被災市町村への対応)

第8条 甲が、被災した他市町村等への協力又は応援を行う場合、乙は、この協定を準用し、可能な範囲内において協力するものとする。

(事故等)

第9条 この協定に基づき、乙が行う支援協力において事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、緊急を要する場合においては、口頭又は電話等により報告し、事後速やかに文書により報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 この協定に基づき、乙が行う支援協力において生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

(訓練等への参加)

第11条 甲及び乙は、業務に支障のない範囲において、相互の訓練等に参加し、かつ協力するよう努めるものとする。

(情報交換)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平常時から必要に応じ、相互の情報交換を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙いずれからも文書をもって協定を延長しない旨の申出を行わない場合は、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年5月1日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市

田原市長 山下 政良
乙 静岡県浜松市中区高丘西4-7-22
佐川急便株式会社 東海支店
支店長 枝川 和弘

7 1 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

（2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の person 費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月29日

甲 田原市田原町南番場30番地1
田原市長 山下 政良

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会長 安田 商基

7 2 田原市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携協定書

田原市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携を強化し、一層の地域活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項に連携して取り組むものとする。

- (1) 産業の振興に関すること。
- (2) スポーツ振興及び観光振興に関すること。
- (3) 地域の安心及び安全に関すること。
- (4) その他地方創生等に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施し、及び促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法、費用負担その他の条件について取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく当該情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持の義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。この場合において、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲若しくは乙又は甲、乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者若しくは従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、

政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合、又は反社会的勢力であった場合

- (2) 甲若しくは乙又は役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、甲若しくは乙又は役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- (4) 甲若しくは乙又は役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合
(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和2年7月6日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれからも本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月6日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市

田原市長 山下 政良

乙 愛知県名古屋市中区錦1丁目2-1

三井住友海上火災保険株式会社

執行役員中部本部長 酒井 美行

7 3 災害時における救援物資に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（目的）

第2条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急生活物資の確保を行い、必要に応じて被災者に供給することにより、災害時における市民の避難生活の安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、甲の区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

(1) 乙の供給が可能な段ボール製品、段ボール材料、その他乙の取り扱う商品

（要請手続き）

第5条 甲による第3条の要請は、物資供給要請書（様式第1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力実施・報告）

第6条 乙は、前条に基づき甲より要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、前条に基づき物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに、物資供給報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは口頭で報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

（引渡し及び運搬等）

（※1）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、当該場所までの運搬は原則として乙が行うものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、乙が前項に基づき物資運搬車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（※2）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、当該場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。また、甲は乙に対し、必要に応じて、物資の運搬の協力を求めることができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 甲は、乙が前項に基づき物資運搬車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。
(費用負担)

第8条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制並びに物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申出がないときは、この協定は同一の内容を持って更に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

(※1) 令和2年8月3日

甲	愛知県田原市田原町南番場30番地1
	田原市
	田原市長 山下 政良
乙	愛知県豊橋市中原町字大池1番地
	レンゴー株式会社豊橋工場
	工場長 山本 貞巳

(※2) 令和2年9月16日

乙	愛知県田原市田原町桜台58番地
	グリーン包装株式会社
	代表取締役社長 宮川 進

注：第7条の表記は協定毎に異なる。

7 4 災害発生時における防疫活動の協力に関する協定書

田原市と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「協会」という。）は、田原市域において地震、風水害その他の災害又は感染症（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るための防疫活動の連携協力について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 田原市は、災害等の発生に際し、田原市のみでは被災地等における防疫措置が十分に実施することが困難であると認めるときは、協会に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- （1）地震、風水害その他の災害発生時における消毒活動
- （2）感染症発生時における消毒活動
- （3）その他特に田原市が要請する事項

（協力）

第2条 協会は、田原市から防疫活動の実施について協力の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両及び労力の提供等を可能な限り行うものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 協会は、災害等の発生時における防疫活動態勢を速やかに整えるため、防疫活動に協力する協会の会員名簿を作成し、田原市に提出するものとする。

（防疫活動要請手続）

第4条 田原市は、協会に対し防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 協会は、前条の規定により田原市から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選出し、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、田原市の職員の指示により防疫活動を実施させるものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動場所に田原市の職員が派遣されていない場合は、田原市からの要請に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 協会は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書（第2号様式）を田原市に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 協会が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、田原市の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における定期的な価格を基準とし、田原市と協会が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 田原市は、防疫活動実施報告書が提出された場合は、その内容を確認し、適正と認めるときは、協会の請求により前条第1項の費用を支払うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 協会は、防疫活動の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利権益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る田原市の連絡責任者は市民環境部環境政策課長とし、協会の連絡責任者は東三河地区ブロック長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間が完了する日までに田原市及び協会のいずれからも異議の申出がないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、田原市と協会が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、田原市と協会が記名押印の上、それぞれが1通を保有する。

令和2年8月7日

田原市田原町南番場30番地1

田原市

田原市長 山下 政良

名古屋市中村区亀島二丁目1番1号

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

会長 坂倉 弘康

75 災害時における物資供給に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（目的）

第2条 本協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急生活物資の確保を行い、必要に応じて被災者に供給することにより、災害時における市民の避難生活の安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙の供給が可能な商品のうち次に掲げるものとする。

- (1) 一般用医薬品
- (2) 日用品、食糧、その他乙の取り扱う商品

（要請手続き）

第5条 甲による第3条の要請は、物資供給要請書（様式第1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力実施・報告）

第6条 乙は、前条に基づき甲より要請を受けたときは、物資の供給に努めるものとするが、要請受託の可否（対応可能な物資・数量を含む。）を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条に基づき物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに、物資供給報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは口頭で報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

（引渡し及び運搬等）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、当該場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。また、甲は乙に対し、必要に応じて、物資の運搬の協力を求めることができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、必要に応じて、甲又は乙の指定する者に運搬の協力を求めることができる。

3 甲は、乙が物資運搬車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

る。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

(責任制限)

第10条 乙は、本協定第4条（応急生活物資）に基づく債務のうち供給できない物資がある場合及び第7条（引渡し及び運搬等）に基づく物資の運搬に遅延が発生した場合においても、その責任を負担しないものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制並びに物資の供給等についての情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申出がないときは、本協定は同一の内容を持って更に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月2日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市

田原市長 山下 政良

乙 愛知県大府市横根町新江62番地1
株式会社スギ薬局

代表取締役社長 杉浦 克典

76 災害時における物資供給に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）とDCMカーマ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（目的）

第2条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急生活物資の確保を行い、必要に応じて被災者に供給することにより、災害時における市民の避難生活の安定を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、甲の区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙の供給が可能な商品のうち次に掲げるものとする。

- (1) 生活必需品
- (2) 救助・復旧活動用品
- (3) その他乙の取り扱う商品

（要請手続き）

第5条 甲による第3条の要請は、物資供給要請書（様式第1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力実施・報告）

第6条 乙は、前条に基づき甲より要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとするが、要請受諾の可否（対応可能な物資・数量を含む。）を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条に基づき物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに、物資供給報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは口頭で報告し、事後速やかに報告書を提出するものとする。

（引渡し及び運搬等）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙が協議の上決定するものとし、当該場所までの運搬は原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は乙に対し、必要に応じて、物資の運搬の協力を求めることができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（費用負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

る。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により甲が遅滞なく支払うものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制等を確保するため、毎年度当初に災害時連絡体制表(様式第3)を作成し、災害に備えるものとする。

2 年度途中で体制表の内容に変更が生じた場合は、その都度修正するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれからも申出がないときは、この協定は同一の内容を持って更に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月8日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 山下 政良

乙 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地
DCMカーマ株式会社
代表取締役社長 本田 桂三

7.7 災害用救援物資の保管及び使用に関する協定書

日本赤十字社愛知県支部を甲とし、田原市を乙として、災害用救助物資の保管及び使用について、次のとおり協定を締結する。

1. 保管場所

住所 愛知県田原市赤羽根町赤土1番地 / 愛知県田原市古田町岡ノ越6番地4

物件 田原市赤羽根市民センター 倉庫 / 田原市渥美支所 B棟倉庫

面積 21.60㎡ / 34.63㎡

2. 品名・数量・規格

保管物資の品名・数量・企画等は甲・乙協議し別に定める。

3. 保管期間

(1) 災害用救援物資の保管は、協定成立の日から1年間とする。ただし、保管期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から書面をもって終了を通知しない限り、保管期間は、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(2) 乙において、公用又は公共用に供するために必要が生じたときは、上記の期間にかかわらず、甲は、災害用救援物資を撤去するものとする。この場合において、乙は、撤去期限の3ヶ月前までに甲に連絡しなければならない。ただし、急を要するときは別途協議する。

4. 保管料 保管料は無料とする。

5. 使用手順 別添「日本赤十字社愛知県支部 田原市倉庫における救援物資の運用について」(田原市以外で使用する場合)及び(田原市内で使用する場合)による。

6. その他 本件に関し疑義のあるときは、甲・乙協議し決定する。

この協定の成立を証するため、2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

(甲) 名古屋市名東区白壁1丁目50番地
日本赤十字社愛知県支部
支部長 神田真秋

(乙) 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 山下政良

注：保管場所毎に協定締結

78 災害時におけるドローン映像の提供に関する覚書

田原市（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙が平成27年3月24日に締結した「災害時における支援協力に関する協定書（以下「協定」という。）に基づく取組の一環として、乙からの災害時におけるドローン映像提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

なお、本覚書は、協定及び協定に付随する協定実施規程、協定実施要領と一体としての効力を有し、本覚書で使用する文言は、本覚書で定義を設けない限り、協定の定義によるものとする。

（定義）

第1条 本覚書において、「ドローン映像」とは、乙が自社ドローンを使用して、従業員の安否確認、被災状況及び避難経路の把握等のために、乙田原工場、一時避難場所（笠山農村広場又は乙が田原工場従業員の一時避難場所として指定したその他の場所をいう。）、又はその近隣において空中から撮影した映像をいう。

（目的）

第2条 本覚書は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時における臨海地区の被災状況等を把握することを目的とする。

2 乙は、甲に対し、前項の目的の範囲内において、ドローン映像の非独占的、譲渡不能かつ再利用許諾不能な利用を許諾するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、乙にドローン映像の提供を要請することができるものとし、乙は、要請を受けたときは、対応が可能な場合に協力するものとする。

（要請手続き）

第4条 甲による第3条の要請は、ドローンによる撮影映像の提供要請書（様式第1）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力実施・相互報告）

第5条 乙は、前条に基づき甲より要請を受けたときは、要請受託の可否を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条に基づきドローン映像の提供を実施したときは、提供の終了後速やかに、甲に報告するものとする。

3 甲は、前項に基づきドローン映像の提供を受けたときは、ドローンによる撮影映像の受領報告書（様式第2）により、乙に提出するものとする。

（引渡し方法）

第6条 ドローン映像の引渡し方法は、ファイル転送サービスによるデータ提供又はデータ媒体の直接引渡しとする。

2 前項のデータ媒体の直接引渡しは、原則として乙田原工場又は一時避難場所において行うもの

とする。また、甲は乙に対し、必要に応じて、引渡しの協力を求めることができるものとし、乙は、要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

(費用負担)

第7条 ドローン映像の利用許諾の対価は無償とし、乙は、ドローン映像の製作等に要した費用について、甲に請求しないものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲は、乙から提供されたドローン映像は、第2条の目的の範囲内で利用するものとする。

2 前項のドローン映像に個人情報が含まれる場合は、甲はその情報を他に漏らさないこととする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制並びにドローンについての情報交換等を行い、災害に備えるものとする。

(協議)

第10条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に関する疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月15日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市

田原市長 山下 政良

乙 愛知県田原市緑が浜3号1番

トヨタ自動車株式会社

田原工場

工場長 伊村 隆博

79 災害時における相互連携に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）、及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、田原市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、田原市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、田原市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- （7） 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。
- （8） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月30日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 山下 政良

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員東海支店長 安部 真弘

80 災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書

田原市（以下「甲」という。）とトヨフジ海運株式会社（以下「乙」という。）は、田原市の市域において災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、船舶による災害救助に必要な物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、甲が平成26年1月15日に北海道苫小牧市及び平成26年2月5日に福岡県宮若市と締結した「災害時相互応援協定書」に基づき、船舶における苫小牧市及び宮若市から田原市への緊急輸送を可能にするために甲が乙に対して、船舶による緊急輸送の業務に関して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、船舶による物資等の緊急輸送の必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、物資等緊急輸送要請書（様式第1）により業務内容及び期間等を指定して書面で行う。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後速やかに書面を送付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は、船舶における緊急輸送において次のとおりとし、入港する港は乙が指定するものとする。ただし、第1号から第3号までの業務において、人員の輸送は対象外とする。

- (1) 被災者の支援に必要な物資及び機材、自走可能な車両等の輸送業務
- (2) 前項に定めるものの他船舶による可能な範囲の支援業務
- (3) 船舶接岸港における荷役業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条に基づき要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、第2条に基づく業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、物資等緊急輸送報告書（様式第2）により甲に対しその旨を報告するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは口頭で報告し、事後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により、乙が業務を実施した場合は、当該業務に要した費用（人件費、荷役費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲、乙が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。た

だし、業務が長期にわたる場合は、乙は1ヶ月単位で甲に請求できる。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し請求があった月の翌月末日までに乙へ支払うものとする。

(緊急輸送船舶等に関する災害補償)

第8条 緊急輸送に従事した船舶、船員及び関係者が輸送過程で事故、又は災害による被害を被った場合の補償については、甲、乙で協議する。

(連絡体制)

第9条 本業務実施時の連絡先は、別紙連絡先の通りとする。

2 本業務実施時の連絡体制については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙がいずれからも相手方に対し別段の意思表示をしないときは、本協定は期間満了の翌日から更に、1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1部を保有する。

令和3年9月10日

甲 愛知県田原市田原町南番場30番地1
田原市
田原市長 山下政良

乙 愛知県東海市新宝町33番地の3
トヨフジ海運株式会社
代表取締役社長 武市栄司